

平成29年 8 月18日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成29年 美里町議会全員協議会

平成29年8月18日(金曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田真悦君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課長	伊勢聡君
農業委員会会長	渡邉雅光君
農業委員会事務局長	菊地和則君
農業委員会事務局次長	高橋博喜君
健康福祉課長	佐藤俊幸君
健康福祉課課長補佐	菊地知代子君
産業振興課長	佐藤淳一君
教育長	佐々木賢治君
教育次長	須田政好君
町民生活課長	後藤康博君

町民生活課国保年金係長	佐藤千賀子君
税務課長	及川一君
総務課課長補佐	高橋憲彦君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君

議事日程

平成29年8月18日（金曜日） 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項（事前説明及び意見を求める事項）

- 1）農業委員会法改正に伴う条例案について
- 2）放射性物質汚染稲わら等の収集運搬従事者等の健康診査について
- 3）「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書案」について
- 4）国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについて
- 5）第3次美里町行政改革大綱を定めたことについて

第4 その他

第5 閉 会

午前9時30分 開会

○事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） おはようございます。御苦労さまでございます。

8月2日、梅雨明けしたと思われるという気象庁の発表でありましたけれども、その後もこのような毎日続いているようなことであります。7月22日からきょうで28日目なんですからけれども、ずっと雨が続けているというような状況でありまして、非常に農作物を初め今後の大きな懸念材料でなければいいなと思っているところでもありますし、また本町の経済活動にも悪影響を与えるようなことにならなければいいなとも思っているところでもあります。

本日の全員協議会、町長から事前説明及び意見を求める事項ということで5カ件あります。どうぞ、一つ一つ進めていきますので、皆さんからも御指導等いただければというふうに思っております。

そしてまた、いつものとおりでありますけれども、協議案件全て終わりましたら連絡事項等ありますので、最後までよろしくお願いいたします。

また、きょう傍聴及び録音の許可を求められております。許可をしております。その辺もあわせてよろしくお願いしたいと思います。大変御苦労さまでございます。

それでは、早速協議事項に入ります。

それではまず最初に、町長から挨拶をお願いします。

○町長（相澤清一君） 皆さん、おはようございます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、議長が申しましたように、本当にことしの夏は異常気象、冷害という形で推移しております。今までやませという数十年来聞いたことないんですけれども、これがやませなのかなと、本当にそういうものでは非常に危機感を持っております。産業振興課においても、先日連絡しまして農作物異常対策本部の検討なども調査をしながら考えてほしいということを、指示をいたしました。これから、イモチ病などどのような形になるかわかりませんので、前もってしっかりと準備をして不安のないような形で進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、お盆中はさまざまな地域でのイベント、お祭りなどもあり、議会の皆様もいろいろ地域での活躍、大変御苦労さまでございます。これからはいろいろとまちづくりによりしくお願い

い申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は農業委員会法改正に伴う条例案等について、2点目は放射性物質汚染稲わら等の収集運搬従事者等の健康診査について、3点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書案について、4点目は国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについて、5点目は第3次美里町行政改革大綱を定めたことについてでございます。

初めに、1点目の農業委員会法改正に伴う条例案等について御説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました。これに伴い、農業委員会等に関する法律につきましても、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な事務として位置づけられ、農業委員会委員の選出方法の変更に加え、新たに農地利用最適化推進委員会が設置されるなどの改正が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

本町におきましても、平成30年4月20日以後に新制度へと移行することとなります。この法改正に伴い、関連する例規を整備する必要が生じたことから、本日は新制度の概要説明も含めて条例案等について農業委員会から御説明をするものであります。

次に、2点目の放射性物質汚染稲わら等の収集運搬従事者等の健康診査について御説明申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質に汚染された稲わら、牧草などにつきましては現在町内の農家に保管をお願いしている状況であります。震災当時、これら稲わら、牧草などの収集作業に従事した方の中には、健康に対する不安を抱かれている方もあると考えております。

このことから、本町では放射性物質に汚染された稲わら等の収集作業に従事した方等を対象に、健康に対する不安を少しでも解消していただきたいと考え、健康診査を行うものであります。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書案について御説明申し上げます。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律旧法第27条の規定に基づき、教育委員会が毎年度その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検を行い、議会に提出するとともに公表するものであります。

本町におきましては、平成29年8月7日に美里町教育委員会評価委員会からの意見を受け、

教育委員会において協議を行ってまいりました。本日は、この教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の現時点における案について、教育委員会から御説明申し上げるものでございます。

次に、4点目の国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについて御説明申し上げます。平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成30年4月1日から都道府県が市町村と共同で国民健康保険事業の運営を担うこととなります。

国民健康保険都道府県単位化の内容につきましては、県が国民健康保険の財政運営の責任主体としての制度の安定化を図る一方、市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保険事業などの地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなります。本日は、その概要及び本町における今後のスケジュールについて御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、町民生活課長から御説明申し上げます。

最後に、5点目の第3次美里町行政改革大綱を定めたことについて御説明申し上げます。行政改革につきましては、これまで平成24年4月から本年3月までの4年間を計画期間として第2次美里町行政改革大綱に基づいて取り組んでまいりました。このたびの第3次美里町行政改革大綱につきましては、素案を書き直したこともあり2度のパブリックコメントを経て、本年6月21日に開催した美里町行政改革推進本部会議を経て7月に策定いたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

以上、5点でございますけれども、非常にボリュームがありますので最後まで御協力をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 本日の全員協議会、議員全員出席であります。

それでは、総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。本日も御指導、御助言等よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項1点目の説明員を紹介いたします。

初めに、農業委員会会長、渡邊雅光でございます。

○農業委員会会長（渡邊雅光君） 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） 次に、農業委員会事務局長、菊地和則でございます。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 菊地でございます。よろしくお願いいたします。

- 総務課長（伊勢 聡君） 最後になりますが、農業委員会事務局次長、高橋博喜でございます。
- 農業委員会事務局次長（高橋博喜君） 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 以上です。よろしくお願いいたします。
- 議長（吉田眞悦君） 渡邊会長。
- 農業委員会会長（渡邊雅光君） 農業委員会の渡辺でございます。おはようございます。

説明の機会をいただき、ありがとうございます。また、本日は御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

農業委員会法改正に伴う条例案につきましては、町長の概要説明のとおりでございますが、私から少しだけ補足説明をさせていただきます。

3月の議会で鈴木宏通議員より一般質問がございました。農業委員会等に関する法律の改正に伴って、農業委員会のほかに、（「座っていいですよ」の声あり）はい。座らせていただきます。

農業委員会のほかに農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと。これは法第17条第1項でございますが、その法第17条第1項のただし書きに農地利用最適化推進委員を委嘱しなくてもよい条件がございまして、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下でありかつ区域内の担い手の農地利用の集積率が100分の70以上であることとされております。

美里町では、集積率が100分の70以上である82.3%となっておりますし、遊休農地率が0.2%となっており、その条件を満たしております。このことにつきましては、農林水産大臣により農地利用最適化推進委員を置かなくてもよい農業委員会として通知を受けております。したがって、美里町農業委員会としましては、平成30年4月20日より農地利用最適化推進委員を委嘱せず、農業委員のみで農業委員会活動を行っていくものでございます。

今回の条例改正につきましては、委員会内において検討委員会を開催し、議員各位には経過について報告済みでありますし、町長部局と詳細に協議調整をしてきたものでございます。

初めに定数でございますが、現行20人を4人削減し16人とするものでございます。次に、農業委員候補者選考委員会の設置でございますが、内容につきましては資料のとおりでございますが、任命権者であります町長の諮問機関として委員を選考し町長に答申する委員会でございます。なお、選考過程においては応募者の氏名等は公開するものとなります。

最後に、委員報酬に関しては、資料のとおりお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。私からは以上でございます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） それでは、今会長からの説明もあったように資料に基づいて御説明させていただきます。まず、資料の確認ですけれども、農林水産省の農業委員会法改正についてというA4の資料。上から1つ目でございます。それから2つ目でございますけれども、A4縦型で下のほうに美里町農業委員会と書いてある農業委員会法改正に伴う条例案等についてという資料、それから3つ目でございますけれども、タイトルは農業委員会法改正に伴う条例案等についてということで、9月会議に上程する予定の条例と規則、これをとじたもの。この3部皆様のお手元にあると思いますが。

それでは、私から農林水産省で発行しました農業委員会法改正についてと、美里町農業委員会と書いてあるこの2つの資料につきまして説明いたします。

まず最初に農林水産省の（「座っていいです」の声あり）座って説明させていただきます。農林水産省発行の農業委員会法改正についてを説明いたします。お聞きください。

農林水産省の資料の右下にページ数が振ってございますので、私が何ページと言った場合には右下をごらんください。まず、1ページでございます。

農業委員会法改正の全体像ということで新たな農業委員会の全体像でございますけれども、中心から左側ですね、農業委員会がどのような姿になるのかということが記載されてあります。まずは、農業委員会業務の重点化。これにつきましては、農業委員会の業務の重点は農地利用の最適化の推進であることを明確化します。それから、農業委員会の選出方法の変更でございますが、これにつきましては市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更。そして、3つ目ですが、農地利用最適化推進委員の新設ということで、農業委員会委員のほかに農地利用最適化推進委員が新設をされますとあります。

右側につきましては、農業委員会の上部団体のことでございますので、こちらにつきましては省略いたします。

2ページ目にお入りください。

農業委員会は現行と改正後ではどのように違うかということを記載したものでございます。

まずは、農業委員会の改革としての部分でございますが、業務の重点化ということでして、改正前の農業委員会委員の業務につきましては必須業務として農地法によりその権限に属させた事項、そして任意業務としまして担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、法人化、その他農業経営の合理化等ございますけれども、これらが改正後につきましてはこれまで任意業務だったものが必須業務に組み入れられたということがございます。

右です。必須業務としましては、農地法等によりその権限に属させた事項、そして新たに組み入れられたものとしましては、農地等の利用の最適化、これにつきましては担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入等の促進の推進ですが、必須業務となっております。そして、任意業務としましては、改正前とほぼ同様でして法人化その他の農業経営の合理化、農業に関する調査及び情報提供等とございます。そして、これまでは改正前におきましては農業及び農民に関する事項についての意見等、行政庁への建議等が法律がございましたが、改正後につきましては法的根拠がなくとも行えるとなったということがございまして、これまでの建議等にかわるものとしましては、農地利用の最適化に関する施策について関しまして、これはPDCAと書いてありますけれども、計画、実行、評価、改善等、サイクルを回して改善していくとあります。

3 ページ目に入ります。農業委員会の改革 としましては、農業委員会委員の選出方法の変更がございます。改正前につきましては、選挙制と市町村長の選任制ですね。団体からの推薦という併用された方法で選出されておりましたが、改正後につきましては市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制1本となります。そして、2つ目としまして過半を原則として認定農業者とします。3つ目としまして、農業者以外の者で中立な立場で公平な判断をすることができるものを1人以上置きますということでございます。4つ目としまして、女性・青年も積極的に登用するということになります。5つ目でございますが、農業委員の定数は委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とする。ただし、これには条件がございまして後でまた説明いたしますけれども、農地利用最適化推進委員を置かないところは除くとなります。

この下にはスケジュールがございます。市町村長が推薦・公募を実施、そして推薦・公募情報を整理して公表。そして推薦・公募の結果を尊重して選任議案作成、市町村議会が同意、そして市町村長が任命という流れになります。

4 ページ目に入ります。

ここは参考というところでして、農業委員会委員及び推進委員の推薦・公募の手続とございますけれども、美里町は農業委員会委員のみの対象となる見込みです。この4点には、農業委員会委員と推進委員が少し混同した形で記載しておりますけれども、ここを推進委員は除いた部分として委員のみの美里町は該当になるとなります。

5 ページ目に入ります。その参考2、農業委員の認定農業者過半要件の例外とあります。先ほど説明しましたように、認定農業者が委員の過半を占めるとなりますけれども、その下に例外がありますけれども、美里町では例外はございません。例外なしで認定農業者が過半を占

めるということになります。

6 ページ目に入ります。参考の 3 番目でございまして市町村長が条例で定める農業委員会委員の定数上限基準ですが、美里町は朱色で囲んだ部分が該当しまして法律上は委員会委員が上限として27人までができます。

次に、7 ページ目に入ります。農業委員会の改革、農地利用最適化推進委員の新設となっておりますが、これにつきましては先ほども説明しましたように、美里町では農地利用最適化推進委員は委嘱しないという方向です。これらの内容あるいは選出方法につきましては、先ほど紹介した部分となりますので説明は割愛させていただきます。

8 ページ目に入ります。参考 1 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の連携ということですが、美里町では最適化推進委員を委嘱しないこととなりますので、農業委員会委員が最適化推進委員の業務を行うこととなります。

9 ページ目に入ります。参考 2 としまして農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村ということで、先ほど農業委員会会長からの挨拶の中にありましたように、遊休農地が 1 % 以下、担い手への集積率が 70 % 以上のところは委嘱をしないことができる市町村となっていますけれども、これがみずから選択すれば推進委員を委嘱が可能ですけれども、美里町では委嘱をしない方向で新しい農業委員会としています。同じ 9 ページの参考 3 としまして、市町村長が条例で定める推進委員の定数上限基準とございますけれども、美里町は最適化推進委員は委嘱しない方向ですので、これについての説明は割愛させていただきます。

10 ページ目ですけれども、都道府県農業会議、全国農業会議の改革のこととございますので、農業委員会の上部団体のこととございますので、これについても説明を割愛させていただきます。

続きまして、下のほうに美里町農業委員会と書いてあります A 4 の縦型資料を説明いたします。タイトルについては農業委員会法の改正に伴う条例案等についてというものでございます。ここも、ページは下のほうにございます。ページの順に説明させていただきます。

まず、1 ページ目をお開きください。先ほどの農林水産省の改正で説明いたしましたが、それでは美里町はどのような形になるのかということで記載してございます。農林水産省のパンフレットと重複する分がございまして、両方あわせながら説明させていただきます。

まず、農業委員会委員の定数ですが、現行では選挙委員が 15 人、選任委員が 5 人、計 20 人でございます。それが、改正案では全て任命委員となって 16 人、ただしその 16 人の中には認定農業者が過半を占めると、利害関係を有しない者、そして年齢、性別等著しい偏りが生じない配

慮ということで改正農業委員会法で決まっております。

備考欄に、農地利用最適化推進委員をとありますけれども、委嘱する場合は上限が14人、委嘱しない場合は上限27人ということでありまして、美里町では委嘱しない場合の上限が27人ですが、案としては16人ということでこれまで話し合ってきました。

その下に、2番とありまして農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数でございますけれども、新しく新設された部分でございますけれども、ここにつきましては遊休農地率が100分の1以下であり、担い手への集積が100分の70以上であるということございまして、美里町では推進委員は委嘱しないと、ゼロ人ということになりますけれども、委嘱しないということでのことになります。

それから、2ページに入ります。農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の業務の比較内容でございますけれども、先ほど農林水産省のパンフレットと重複する部分は省略しますけれども、美里町では農地利用最適化推進委員を委嘱しないという選択肢をとるわけでございますので、その分農地利用最適化推進委員の業務も農業委員会委員が行うということでございます。

3ページ目に入ります。中段のところに4番としまして農業委員会の委員報酬とあります。月額でございますけれども、現行では会長が12万円、職務代理が4万3,000円、委員が4万1,000円でございます。これが、改正案では会長が12万円で増減がなし。職務代理が5万3,000円で1万円の増、委員が4万8,000円で7,000円の増ということで案を立ててございます。

それから4ページになります。上のほうの5番目、農業委員会の委員報酬、先ほどは月額ですが、今度は年額でございます。現行では委員総数が20人で総額では1,081万2,000円です。これの下に会長、職務代理、委員とございますけれども、会長で144万円、職務代理で51万6,000円、委員で18名分としまして885万6,000円、委員1人当たりになりますと49万1,000円でございます。これが、改正案では委員総数は16人、年総額で1,014万円、67万2,000円の減となります。これを現行と年額比較しますと、会長につきましては増減なしの144万円。職務代理につきましては1人ですので、63万6,000円で12万円の増、委員につきましては14人で806万4,000円、これが人数減ったことでもありますけれども、79万2,000円の減となります。ただし、委員1人当たりでは57万6,000円ですので、8万4,000円の増となります。

それから、同じく4ページ6番目、農地利用最適化交付事業が新設されます。これにつきましては能率給と言われるものがございまして、能率給も2種類ございまして活動実績、活動払いという部分と成果実績、成果払いということで2種類で構成されております。

これにつきましては、国の農地利用最適化交付金が財源でございまして、委員報酬とはまた

別に実績に基づいて交付になるというものでございます。活動実績につきましては、1カ月当たり6,000円となりますけれども、平成30年につきましては平成30年4月20日から新しい改正農業委員会法に基づく農業委員会委員が対象となりますので、4月から12月までの9カ月間、これを年度3月ごろの交付となる。もう一つの成果実績につきましては、宮城県の農地集積と遊休農地の発生防止、解消に取り組んだ市町村を対象としたものでありまして、全て遊休農地1%以下、担い手70%以上、クリアしている美里町が該当するかどうかにつきましては現状では未定でございます。

6ページに入ります。農業委員会委員の選定方法ですけれども、1ページ目と重複する点がございまして、現行、選挙委員15人、選任委員5人が合わせて20人ですけれども、改正案では任命委員が16人、これが公募方式となりまして推薦が農業者等が推薦する場合、農業者等ではなくて法人などの団体が推薦する場合と、としましては応募、自分で応募するという方、その2通りがございまして。そして、応募期間を設定するわけですが、その応募期間に応募された方々を選考委員会で候補者の選考を行い町長に答申する。この流れは先ほどの農水省のパンフの4ページに書いてございまして、答申を行った後に議会の同意を得て町長が委員として任命するという流れになります。

以上、私からの農業委員会法改正に伴う条例案等についての説明を終わります。引き続きもう一つの条例案、9月会議に上程を予定する条例等につきまして高橋次長から説明申し上げます。

○議長（吉田眞悦君） 高橋次長。

○農業委員会事務局次長（高橋博喜君） では、私から最後の資料となりますけれども、農業委員会法改正に伴う条例案等についてという資料を説明させていただきます。座って説明させていただきます。（「声、大きく説明して」の声あり）

では、今回の農業委員会法改正に伴います該当する条例、規則の改正あるいは新規制定となるものが、条例では、3本、規則では1本となります。

条例ではまず1つ目としまして、美里町農業委員会委員の定数を定める条例、2つ目としましては、美里町農業委員会委員候補者選考委員会条例、3つ目としまして、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。規則といたしましては、美里町農業委員会委員の任命に関する規則。以上、条例3本の規則1本となります。

続きまして、開いて次のページになります。まず、美里町農業委員会委員の定数を定める条

例についてでございます。こちらは第1条といたしましては、定数を定める条例の趣旨を記載しております。農業委員会法に関する法律第8条第2項の規定に基づいて農業委員会委員の定数を定める趣旨、第2条といたしましては委員の定数16人とするという、委員の定数です。そして附則には、この条例の公布の日から施行するという施行期日、2つ目には美里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止を記載しております。そして3つ目には、経過措置といたしまして現に在任する農業委員会委員がなお従前の例により在任するものとされる間は適用しないという経過措置を記載しております。

続きまして、開いていただきます。

美里町農業委員会委員候補者選考委員会条例でございます。第1条にはこの条例のあります選考委員会の設置について記載しております。任命に当たりまして任命の過程の公正性及び透明性を確保するために地方自治法に基づいて候補者選考委員会を置くと記載しております。

続きまして、第2条には所掌事務を記載しております。町長の諮問に応じて農業委員会委員の候補者の選考について調査、審議し答申するという所掌事務を記載しております。

第3条におきましては、まず委員を6人以内で組織するという、そして第2項に次に掲げる者のうちから町長が委嘱するという組織についてを記載しております。

第4条につきましては、委員の任期でございます。任期は委嘱の日から農業委員会委員の任命について議会の同意を得た日までとすると任期を記載しております。

第5条には、会長及び副会長の職務内容が記載されております。

次ページに行きますが、附則でこの条例を公布の日から施行すると施行期日を記載しております。附則の第2ですが、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてということで、別表が加えられます。まず、選考委員会の会長ですが、月額5,300円、その他委員については月額5,000円としております。

続きまして、次ページ、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、改正後の農業委員会に会長、職務代理者、委員の月額を別表にしております。その部分の改正でございます。会長につきましては月額12万円、年額といたしましては能率給として予算の範囲内で町長が定めるものとしております。職務代理者につきましては月額5万3,000円、年額につきましては会長と同じ予算の範囲内で町長が定める。委員につきましては月額4万8,000円、年額につきましては予算の範囲内で町長が定める額としております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

第2においては経過措置といたしまして、現に在任する農業委員が従前の例により在任するものとされる間は適用せず、改正前の別表、農業委員会の部の規定はなお効力を有するとされております。

次に、開きまして次のページでございます。

美里町農業委員会委員の任命に関する規則でございます。第1条、任命についての趣旨が記載されております。第3条につきましては任命にかかわって推薦及び募集の方法を記載しております。推薦及び募集の方法は次に掲げるとおりといたします。

1つ目が一般推薦、これは個人2人以上による推薦をいうものです。2つ目が法人その他の団体からの推薦、3つ目が一般募集となります。そして、第4条には推薦及び応募の資格ということで、委員の候補者として推薦を受ける者、募集に応募する者については農業に関する識見を有し、かつ農地等の利用の最適化推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者となっております。

まず、1つが美里町に住所を有する者、ただし、職務を適切に遂行できると執行できると認められる者はこの限りではないとされております。2つ目には美里町の一般職の職員、議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員及び行政区長でない者としします。3つ目については美里町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない者としています。4つ目に法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者。

第5条につきましては、推薦及び募集の周知方法を記載しております。推薦及び募集の方法は1つ目は町の広報紙及びホームページへの掲載をいたします。2つ目がその他町長が適当と認めるもの。第5条第2項には推薦及び募集の期間として1カ月間とする。以上でございます。

第6条にはその募集、推薦、応募に係る様式を記載しております。

第7条については、状況の公表です。推薦及び応募の状況については募集期間の中間及び募集終了後に公表するものとするとなります。

第8条については、選考委員会の諮問でございます。町長は、募集期間の終了後選考委員会に諮問するものとする。

第9条には候補者の決定でございます。町長は選考委員会の答申に基づいて委員の候補者を決定するものと記載されております。

第10条には補則と、附則には公布の日から施行するという内容が記載されています。

説明につきましては以上になります。

- 議長（吉田眞悦君） それではいいんですね。（「はい」の声あり）では、ただいま農業委員会に対しての３つに分けて御説明いただきました。皆、関連ありますので、一本で行きたいと思いますので、もし何か聞きたいこと意見等あれば。

柳田議員。

- ４番（柳田政喜君） まず、基本的なことをお聞きしたいんですけれども、現農業委員の任期はいつまでなのかという点と、今後のこの件に関するスケジュールはどんな形で進めていくものなのかをお聞きします。

- 議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

- 農業委員会事務局長（菊地和則君） それでは、柳田政喜議員の質問にお答えします。

現農業委員会委員の任期は平成30年４月19日まででございます。４月。30年４月19日まで。

- 議長（吉田眞悦君） 次。

- 農業委員会事務局長（菊地和則君） 今後のスケジュールということで。今後のスケジュールについては、９月会議におきまして条例等上程いたしますから、それで議決された後行政区長、畜産組合、認定農業者協議会、関係者に説明をいたしまして、現状では新しい農業委員会の委員の募集ですけれども、ことし11月１日から11月30日まで予定しております。

その次も。（「今まで、今現時点でね」の声あり）

あとそのぐらいの時期になりましたとき、選考委員会なんですけれども、募集は11月１日から30日までは一緒ですけれども、選考委員会につきましてはまた議員の委嘱とか会長とか副会長の関係で10月中旬ごろには第１回目を開催したいと思っています。そして、募集期間が終わった12月１日以降に２回目、３回目と考えておりまして、今必要ならば１月になる可能性もありますけれども、農業委員会としては４回ぐらいは考えております。そして２月５日以降、選挙を控えておりますので２月５日以降に適当な時期に町長に答申をしまして、２月か３月の議会において同意を得る。そして同意を得た後に任命というスケジュールになるかと思います。現状の予定については以上です。

- 議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。

山岸議員。

- 12番（山岸三男君） 何点かあるんですけれども、まとめて質問したほうがいいですか。

- 議長（吉田眞悦君） １つずつで。

- 12番（山岸三男君） まず、１つ目は農業委員会改正法に農林水産省の出した３ページに改正後の右側の、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を１人以上入

れるという文言なんですけれども、この農業者以外の中立な立場の公正な判断をすることができる者というのは具体的にどういう方を指すのか、その辺をひとつお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 山岸議員の質問にお答えします。

中立的な立場で公正な判断をすることができる者でございますけれども、例えば誰でもいいというわけにはいかないと思いますから、農業に関心のある方ということで（「規則第4条」の声あり）

先ほど高橋次長から説明ありました美里町農業委員会委員の任命に関する規則第4条ですね。これですね。（1）に関しましては、美里町に住所を有する者、（「農業に従事してなくても、ここの第4に識見を有し所掌する事業に適切に行うことができる人ということだから」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長、もう一度。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 規則第4条にございます農業に関する識見を有しかつ農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の職務に関する事項に関し職務を適切に行うことができる者ということがありまして、この業務を適切に行う方を農業をなりわいとしないう方とこういったことができる方を中立委員として中立な立場ということで考えたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 4条の条文の中では、そのとおりだと思うんです。ただ、私が感じたのはある程度農業を経験された方とか、ただそれを職業としないう方というのはわかるんですけれども、まるっきり職業としなくても農業経験あるいは農業従事を一時経験した人でないと、いくら中立な立場っていったって全く経験されない方が中立な立場って言われても、判断が難しいと思うんです。ですから、条件として現在例えば田んぼを持っているが実際は従事していないとか、そういう方も対象に入っているかどうかということを知りたいんです。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） ただいまの山岸議員の質問の件になりますけれども、全国的には商工関係の方とか弁護士、司法書士それから行政書士等が中立委員として応募されているということでございます。

ただ、美里町ではこのような方なのか募集状況を見ないとわかりません。

○議長（吉田眞悦君） だから、あくまでも中立委員は設けなきゃないという決まりがあるんだ

から。

副町長。

- 副町長（佐々木 守君） この中立にというのは農業者以外の者なので、農業者の委員ってなかなか実は難しくて、定義がしっかり書いてあるのが余りないと。だから、山岸議員が言われた経験の有無はここには関係ない。例えば、大学なんかで農業とか農業経済学とかを必ずしも農業の経験者でないですけれども、そういう方は本当に中立で農業者でもないしどちらでもない、農業者でないということですから、比較的理論的に農業というものを研究なさっている方が非常に多いわけですし、そういう方であれば必ずしも真ん中だというわけでもないですけれども、比較的中立的な立場で判断できる方なのではないのかなと思います。

あと、農地を持っていて農業に携わらないといってもそれは農業耕作の経営のいろいろなパターンがありますが、所有している面積が10アール未満なのかそれ以上なのかというのがありますが、10アール未満だと多分実際に農業に携わっていても農業者とは言わない、いわゆる自家消費だけの生産のものなので、それ以上所有していればなりわいとしていると大体通常言われているものですから、その方は実際に耕作していなくても農業者という範疇に入るのではないかなと思います。

- 議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

- 12番（山岸三男君） 大変明快地答えていただきました。ありがとうございます。

例えば、大学とかあとは関係機関で農業を研究した方だったり、それにかかわる人の中立な立場でその人も対象になるということによろしいですね。わかりました。

もう1点質問します。

次に、農業委員会の資料4ページの農業委員の報酬の見込みですね。活動実績、活動払いということで能率給が30年4月20日、交付対象期間、9カ月、6,000円、そのあと3年は12カ月。これとは各農業委員会委員長、委員それぞれに月6,000円という活動払いというのはつくのかどうか。9カ月という期間は9カ月分丸々つくのか。活動しない期間があればそれは9カ月に限らず5カ月分とかしかでないのか。その辺を教えていただきたいと思います。

- 議長（吉田眞悦君） 事務局長。

- 農業委員会事務局長（菊地和則君） ただいまの質問にお答えします。

能率給の活動実績の部分でお答えさせていただきます。確かに、月当たり6,000円、30年につきましては4月から12月までの9カ月間が対象になりますけれども、それではもし活動しないならどうなるのかという質問だったんですけれども、当然活動されない方はその分は除かれる

ことになります。それは勤務を確認することになっております。そのようにいたします。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） ここには、9カ月と期間書いてありますけれども、これに必ずしも9カ月は確実に支払うということではなくて、活動した期間分だけ払うということによろしいですね。

○議長（吉田眞悦君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） そのとおりでございます。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） もう1点。農業委員会の条例案等について資料4ページの費用弁償に関する条例ですけれども、主に会長、月額12万円、その下に年額さらに能率給とあります。能率給の予算の範囲内で町長が定める額とございますけれども、この内容を具体的に説明してください。

○議長（吉田眞悦君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 山岸議員の御質問にお答えします。

能率給の支給でございますけれども、これは国の財源の農地利用最適化交付金でございます。これを交付するに当たりましては、条例で定めなければ交付の対象とならないとなっておりますので、今回提案いたしました。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） だから、条例を定めるとか能率給を支払うとか、能率給のどういう判断での金額になるかを知りたいの。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員、農業委員会の出している4ページの（6）農地利用最適化交付金事業の左の上のほう、財源は国の農地利用最適化交付金であり、能率給として条例で定めた市町村のみ交付の対象となる。このことを条例の表にうたっているということ。

○12番（山岸三男君） うたって条例出すのはわかるんですけども、ただ能率給の金額の判断はどのような判断になるか。（「新設のこれ」「さっきと同じことを言っている」の声あり）

○農業委員会事務局長（菊地和則君） それでは山岸議員の御質問にお答えします。

能率給につきましては、先ほどの説明にもありましたように活動実績と成果実績の2通りございます。ただ、成果実績につきましては美里町が該当になるかどうかは現時点ではわかりませんけれども、活動実績のほう、1カ月6,000円、30年度につきましては4月から12月までの10カ月間、ただし活動がなければ交付しないでございますけれども、これが条例で定めなければ国では交付しないということでございます。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。

山岸議員。

○12番（山岸三男君） 私、ちょっと理解不足だったけれど能率給ってさっきの農業委員会で出す、私が最初に質問した6,000円の部分、2本立てになっているんですよね。わかりました。

最後。

○議長（吉田眞悦君） 最後に、もう1回。

○12番（山岸三男君） 今回の農業委員報酬、農業委員会で出している4ページの表になりますけれども、今回委員の総数20名から16名に減らして会長は年額144万円ですけれども、月額12万円ですよね。それで、職務代理は1万円ということで5万3,000円、委員は4万1,000円から4万8,000円、この職務代理と委員が1万円だったり7,000円アップ。会長はそのまま据え置きという状況、なぜなのか、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 山岸議員のただいまの質問にお答えします。

報酬につきましては、農業委員会の中に管理委員会がございまして業務対策委員会というのがございます。その業務対策委員会では昨年11月からことし7月まで7回検討をしております。定数と報酬の結論を出しました。それから、確かに、今後業務がふえるということがございまして、最初委員と職務代理と会長報酬も上げるべきかということで一時検討いたしましたけれども、改正農業委員会法が施行される前にも会長報酬が県内でも上位クラスでした。それは今現在改正法に移行しつつありますけれども、それらと比較しても順位は下がりますけれども、それでもまだ県内でも上位クラスということでして、その関係もございましたので、会長の報酬については据え置きとさせていただきました。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今の説明ですと、会長の報酬は県内の農業委員会でも上位のほうだと、非常に高いという判断です。その判断で美里町の農業委員会の会長の報酬は据え置きする。だけれども、下の委員の1万円から7,000円も上げている。同時に、総額の予算からいうと、ここに数字出ていますよね。六十何万円も減額になる、総額から言えば。例えば、会長に1万円プラスしたとしても年間12万円プラスしたとしてもまだ減額になるんですよ、町の予算の考え方は。

そういう判断したんですけれども、私の言いたいのは、美里町は農業が基幹産業です。南郷地域だけでも相当の米作農家、相当の数いるんです。それで、今農業委員会、県外県内から相

当視察来ていますよね。それだけ美里町の農業委員会はモデルというくらいの位置にあるということで、実績、功績を上げているということです。そういうときに、せっかく改正するときに何で会長だけ据え置きしなくちゃならないのか。同じ職務として責務を持って責任を持って仕事をやっている人がこういう金額で、下の人のことは上げて、会長職って責任一番重いんですよ。

もう一遍言いますけれども、渡邊会長の前の会長さんは大変なつらい思いをしましたよ。私が話を聞いたからわかる。もらった給料、農業委員会の会長さん、この12万円で大変な思いをしているんですよ。そういうこと、もう少し受けとめなくちゃだめだと思いますね。私はせっかく改正するのであれば少なくとも会長にも1万円プラスして、それから、もう1回審議してもらいたい。

- 議長（吉田眞悦君）　そういう意見ということで、当然9月会議の中に出てきますのでその中で吟味して審議をお願いしたいと思います。（「そこまでだ」の声あり）ほかに。

鈴木議員。

- 9番（鈴木宏通君）　私も細いことで質問させていただきたいと思います、候補者選考委員会条例の中の3条に関してお伺いしたいと思います。選考委員は6人以内で組織するとあります。その中に当局の委嘱する方々のいろんな方々が載っておりますが、まずこの中で一つ農業委員会職の委員の方や委員の法人の方も選考委員に最初から入れないのはどうしてかというのが1点。

もう1つ、ここの中の9条あります。委員会の庶務につきまして、もちろん庶務というか事務の農業委員会の中に置くとこの中にありますけれども、実際に農業委員会、今事務局の人員的な体制を見て先ほど局長がスケジュールの範囲でいろいろな処理をしているのに相当な時間といろいろな部分で労力が重なるかと思うんですが、この部分に関して十分な人員配置なのかということをお聞きしたいと思います。

- 議長（吉田眞悦君）　1点目、渡邊会長。
- 農業委員会会長（渡邊雅光君）　それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

1点目は、農業委員経験者というところをなぜ明記しなかったのかという質問だと思いますが、その改選期ごとに、一つは適任者がいるかどうかということもございまして、私の思いは鈴木議員さんと同じでございまして事務局長経験者または農業委員会会長経験者を入れてほしいという思いはございます。ただその改選期ごとに適任者がいるかどうかということも考えあわせますと、最後に併記されています町長が認める者ということで網羅できるのかなと思いま

したのであえて明記しないということでございます。

2点目には総務課長にお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） それでは、鈴木議員の2点目の御質問にお答えします。

農業委員会事務局体制につきましては現在正職員3人ということでございますが、やはり御心配いただきましたとおり、事務を行う上で仕事がふえるということで、現在のところその期間臨時的な職員を充てて職務を行いたいと考えております。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 今のお話は臨時職員が出て補助するという答弁があるんですけども、これはメインとして農業委員会事務局がやるということで、やはり最終的に町長が議会の同意を得て任命するわけですから、それで総務課もこれまでもそうですけれども、総務課も対処するというので内部で話し合って協力するということです。（「その言葉をいただきましたので以上です」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 美里町農業委員会の任命に関する規則、この中に鈴木議員が言った3条の推薦及び募集の方法、1つだけ確認したいと思いますけれども、農業委員会のこの資料、最後の6ページ、公募方針ですね。 が推薦、農業者などの個人が推薦する場合と農業者など法人または団体が推薦する場合、そして選考委員会、そして町長が議会の同意を得るということで、我々議員は議会で人事案件を審議するわけですね。

確認したいのは、我々議員は推薦人にはなれないんでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 櫻井議員の御質問にお答えします。

議会につきましては、これまでは議会推薦ということでございますけれども、新しい体制のもとでは農林水産省から議会が団体を推薦するのは望ましくないという通知が来てございますので議会は推薦団体にはなれないということでございます。（「議員個人が農業委員の候補者として推薦できるかどうか」「議会の推薦じゃない」「個人としての推薦できるかと」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 会長。

○農業委員会会長（渡邊雅光君） それでは、私からお答えさせていただきますが、規定上は議員個人が推薦人になってもだめだとはなっておりません。ただし、人事案件の議決権を持って

いる議員さんでございますので、社会通念上余り好ましいことではないのではないかと思います。ただ、明快な答えになるかどうかはわかりませんが、だめということはないと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 私個人としては優秀な農業委員の方々がいるので推薦したいなとは考えているんだけど、何かしかられるような気がするので、そのときもう1回農水省に確認してください。（「確認して回答させていただきます」「推薦を受ける者だから、推薦する者でなくて」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 二、三点お伺いします。

農業委員会法の中にはこれまでですよ、農家の経済的な成長あるいは作業等の合理化を図ったり指導しなさいということで農業者が推薦されたと。現在、これをやろうとすることは、私どもの地域の実情からいうと60戸あった農家実行組合の中で、実際農作業しているのは5人くらいしかいない。そのうちの5人の後継者がいない。一人っ子だからね。そうするとこういうふうの後継者がなくなる。農地の放棄が出てくる。食べ物は国内で生産するとつukれない。だから、農家の人たちにもっと仕事を安心してやれる状態、安定的な収入が得られる状態を農林水産省あるいは農業委員会と一緒にやってやろうということの考え方から農業法の改正法になったのかどうか聞きたい。改正の趣旨は。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 橋本議員の質問にお答えします

農林水産省の改正についてのパンフレットの1ページ目の上のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、農業委員会が主たる使命である農地利用最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入促進)をよりよく果たせるようにすることが目的でございますので、橋本議員の質問に沿った内容かと思えます。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 農業委員会法の改正の資料2ページですけれども、農業委員会の改革、業務の重点化とありますが、そこに改正前の任意業務 の担い手への農地集積・集約、遊休農地の発生防止、解消というのがこれまで任意業務だったんですけれども、改正後は必須業務なんですよね。今、橋本議員が言われたように、なかなか耕作地があっても耕作する人が少ないというのは少ないなりの理由があります。集積が進んでいけば、それだけの耕作者が必要

じゃないということも多分あると思います。ここの というのが大事だと思います。農地等の利用の最適化となっていて、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地発生防止、解消、新規参入の促進、これが今回の法改正の多分一番の幹になるところです。だから、これも今度の新たな農業委員の方々、これまで以上に、ほかの業務もありますけれども、これについては非常に力を入れて取り組んでいただくというのが法の改正、趣旨だと思います。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） だから、私が今言ったように、何でもこういうところの全て農業委員会がありながら、事実こういう法律を改正したときはわからなかったのか、いつか私が聞いたところ、この町の農業施設、認定農業者、何人います。何%。確かに、私、古い資料見ると平成16年の資料見ると農家の方々は2,000戸もある。南郷と小牛田合わせて。そしたら、四、五年前のみんなの予算で見ると農家の従事するのが1,700人なんだ。2,000戸で1,700人というのはおかしいから、これはああ戸数が減っているんだなと感じがした。だから、そういうふうに農家の減っていくのに対する法律の改正、数字じゃなくして、地域における農業者の生活を守っていくなら、何でも具体的に触れなかったのかな。その原因を探そうとしないと対策、出ないでしょう。美里町今農業認定者数何人います。

○議長（吉田眞悦君） 認定農業者数。

事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） 橋本議員の質問にお答えします。

現在の認定農業者の人数でございますけれども、美里町に住所を有する者で180経営体。（「法人の数は、農業法人の数」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（菊地和則君） そのうちですけれども、美里町に住所を有する法人は14経営体でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） これは素人の私が調べたことなただけけれども、ただ同じ農家の人たちと一緒に住みながら、農家の人の事情を見ていくとこれでいいのかなという感じ。ほかの町でやっている、例えば丸森でやっている、農家に対する、ここなどはずっと進んでいます。都会の人を呼び寄せて農家の仕事を継いでもらって仕事しているというところがある、1人しかいない。ここの場合にも、今私が言った農家に言われたのは、田んぼもらってくれないか、いくら、1反歩。結果として農地をもらったけれども次は、草刈りできない。田んぼの草刈り、耕地整

理しなさい。だんだんもう草伸びても草刈るには年だし草刈り機械借りるなら誰かもらってくれたほうがいいわというふうにまでなってきた。もちろん、その人が農地の集約で買ってもらったことまずいまずいと思っているんだよ。今になってそういうこと起きている。だから、そういうものを解消するためには、もともと農家に対する仕事、意欲を持って、この町に来る人、美里町に来る人を呼び寄せる対策を考えなければ。地元にいる人もそうです。

そういうことの二段構えでいるから、私3年前に会長に言ったでしょう。この町に認定農業者ふえてないことはどういうわけなんだ。もっと進めるべきだろうと、そう言ったのは3年前の上野屋です。覚えている。なぜかというと、私の周囲の農家がどん詰まりに来ているから。専業農家4軒ある。4軒あるうち後継者あるのは1軒だけ。あと5年か10年したらこれはなくなる。どうします。

60軒ぐらいあったのが今5軒あって、今1軒なんだよ。それが今やっている年齢で一番若いのはチバっていう人で60歳にならない人。あとは70歳近い人。そういう人が後継者なかったら法人化する以外ないでしょう。すると法人化でしょう。法人化というのは会社方式。それをもっと皆さん方宣伝していかなくちゃだめだと思うんですよ。そういうことが今回こう言われるが、農業委員会、役場の体制としてさっき誰か言った。ここは基幹産業が農業。基幹産業だからもっと議会でもってそういうものをどうすべきかというのを議員が考えなくちゃならない。それを考えなくちゃならない、ここで。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。周りにもいますからね、1人じゃないから。
- 10番（橋本四郎君） ふやす方法を、法人をふやす方法をどう対処してますか。（「一般質問で」の声あり）（「担い手の育成も、もっと農業委員会でも頑張ってもらいたい」ということですよね」の声あり）なぜ、自治体が農家放棄して。（「それはいいから」の声あり）具体策。農家が法律の改正に従って具体的に単なる条例改正だけでなく、具体的にどういう形で農家の定着化、安定化、後継者の育成をどうするかということを考える。関係あるでしょう。（「農業委員会としても後継者育成にもっと力を入れてくださいよね」の声あり）農業委員会もそうだけど、町長もそうだ。
- 議長（吉田眞悦君） いいから、そこで個人的な話をしない。
- 農業委員会会長（渡邊雅光君） 私から一言お話しさせていただきますけれども、橋本議員さんのお話、もっともでございます。御心配いただきましてありがとうございます。

私どもも認定農業者連絡協議会と農業委員との意見交換会を毎年行っております。その中でワーキンググループ方式で意見交換をしているわけですが、昨年度は全ての3グルー

ブに分かれて話し合いをするんですが、3グループともいろんな課題が幾つかある中で、全て担い手不足、後継者育成に関して選択をして討議、話し合いをしていただきました。ことしも認定農業者連絡協議会との意見交換会をやったんですが、やはり同じような傾向がございまして、美里町、現在まだ田んぼ頼みたいという方が出てきて誰も受け手がいないという宙に浮くような状態にはなっていませんが、何年か先には間違いなく担い手不足ということが美里町にも発生するだろうということは常々議員さん方にも言っていますし、今後とも橋本議員さんの御心配のとおり、担い手づくり、育成には力を入れて農業委員も確保してまいりたいと考えておりますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですね。

○10番（橋本四郎君） これは農業委員会だけでないです。産業振興課もあるんですから。農家で意欲を持ってやっている若い人がいるんです。それは何かというと生産だけでなく加工です。加工しながらやっている。自分のうちでつくったものを自分のうちで加工して売る。ところが、販売、その流通があるでしょう。あれを研究して、こういう生産している人、ものをつくって売っている農家の人たちに支援策、応援策、指導策というのをもっと必要です。これをお願いしたいと思います。これは農業委員会でないです。産業振興課に一番近い。そのほうに、町長のほうに注意してください。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。

佐野議員。

ちょっと休む。

じゃあ、10分。再開は11時10分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

議員は全員出席であります。

佐野議員。

○13番（佐野善弘君） 農業委員会資料の6ページなんですけれども。

○議長（吉田眞悦君） ごめんなさい。佐野議員、ごめん。ちょっと、私、急いでしまいました。

資料でミスがあるそうなので、それを説明というか、その箇所を今言ってもらいますので。

農業委員会事務局長。

- 農業委員会事務局長（菊地和則君） 資料は下のほうに農業委員会と書いてあります農業委員会法の改正に伴う条例案等についてという部分で。まず、３ページでございますけれども、委員報酬の金額の部分で職務代理となっているところですが、これは全部職務代理者ですので、者が入ります。同じく、その右側にある職務代理も、者が入ります。

４ページの真ん中から上のほうに、職務代理、職務代理者に、右のほうの職務代理も職務代理者と。

もう１点なんです、２ページに農地利用最適化推進委員を委嘱しない場合（美里町の場合）とございますけれども、右端の部分となりますけれども、農地等の利用の最適化推進に関する指針（法第７条第７項）となっていますが、これは第１項の誤りでした。申しわけありませんでした。（「第７条第１項ということね」の声あり）はい、第１項でございます。以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） じゃあ、資料、ミスがあったということで農業委員会事務局長が言いましたとおり、職務代理者ということでお願いしたいと思います。第７条７項でなくて１項ということで間違えていたということです。

その件はよろしいですね。（「はい」の声あり）

佐野議員。

- 13番（佐野善弘君） 農業委員会の資料、６ページなんですけれども、委員の選定方式で現行が小牛田地域、南郷地域と分かれての委員が14人と選任委員５人ということなんですけれども、その中でなんですけれども、改正後は地域割というのがなくなるという話で委員の推薦とか、なくなるということでよろしいんですか。

- 議長（吉田眞悦君） 農業委員会会長。

- 農業委員会会長（渡邉雅光君） お答えさせていただきます。

佐野議員お話しのとおり、選任委員は廃止をする、関係農業団体からの選任委員は廃止をするということになります。

地域割、今までは選挙の場合に第１選挙区小牛田地域、第２選挙区は旧南郷地域と分かれておりましたが、その枠はなくなるということで御理解いただきたいと思います。ただし、農業委員の性格上、地域を網羅するように各地域から選出いただくような配慮は選考委員会にはお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

- 議長（吉田眞悦君） 佐野議員。

- 13番（佐野善弘君） 改正の中で推薦の中で、農業者が推薦した場合の農業者と法人または団

体ということなんですけれども、この法人または団体というのはどういうふうな、具体的には。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡邉雅光君） 地域、原則推薦は地域推薦というのが原則となっていると理解しておったわけですが、地域にある自治会、基本的には実行組合、美里町にある協議会とか農業生産法人、適格化法人、そういった法人ですね。

団体として想定されるものとしては、読み上げさせていただきますけれども、認定農業者連絡協議会、集落営農組合、生産団体、実行組合、農用地利用改善団体、農用地利用改善団体連合会、地域協議会、行政区農業法人、女性農業者組織、消費者団体その他ということで、団体として想定されるものとして挙げております。以上であります。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。

大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 議会の同意を求める場合にはどういう方法がとられるのでしょうか。

例えば、近隣町村の中で否決になった、同意を求められない議員が出たといった話を聞いたことがございますし、先行している地域で。それがどういった形で同意を求められるのか。これが16人一括で求められるものなのか。先行されている自治体によっては一人一人ということなんでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） ただいまの御質問の議会の同意を得る場合に選考した方、お一人お一人か一括かという御質問ですけれども、お一人お一人同意を得てまいるということでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 美里町の場合はそういったことないかと思いますが、例えば定数に達しない、規則の中に例えば再度推薦及び募集を行うとなっておりますが、これもその部分に当たるのかどうか。推薦及び応募の状況の中で出てきた部分でこれが同意が得られなかった場合。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） まず、一つは最初に募集して定員に満たない場合は当然再募集でございます。定員に満たしても選考委員会で定数満たない場合ももしかしてあるかもしれないんですが、その場合も再公募なりするというところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 前にやっている議会の同意を得られなかった3人はという部分で、そ

のままの状況になっているということを聞いていたものだから確認しておきたいと思ったものです。

それから、推進委員、農業委員の関係、推進委員を設けない、先ほどの佐野議員にも関連してくると思うんですが、推進委員を設ける場合にはおおむねこのくらいの面積の中に1人という形になるわけですよね。なっていますよね、設ける場合。それが農業委員と一緒にある。一緒に行うんだということであれば、会長が言ったようにかなり処理していくには広く地域を加味した形での農業委員の徹底がなされているものだとして理解していいのか。

○議長（吉田眞悦君） はい。

○農業委員会会長（渡邊雅光君） 農地利用最適化推進委員の場合、100町歩に1人以上という基準がございます。今回の制度改正の目的、先ほど説明しておりますが、農地の最適化が中心、遊休農地の解消、発生防止がまずもって重点課題であると理解しておりますので、その国が示している数字を美里町はクリアしている。今までも、私たちは農業委員は地域に戻って農業活動の中でそれぞれの十分努力をしてきた結果、最適化推進委員を置かなくてもいいという状況に、地の利もございますけれども、そういうことになっておりますので、先ほど大橋議員さんのお話の中にもありましたけれども、できるだけ地域のバランスを考慮していただいて選考していただければ大変ありがたいなと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 美里町の場合は推進委員を置かないけれども、兼ねるとなっておりますね。兼ねるということはその業務も一緒に行うということだから当然その役割を担う形での選考がなされるだろうと感じを持ったものだからそんなことを言ったのですけれども。

それから、佐野議員も言いました推薦団体、例えばこれが農協あるいは土地改良区、共済組合というものを団体と規定することはないような話しぶりですけれども、そんなことはないですよ。

○議長（吉田眞悦君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡邊雅光君） お答えさせていただきます。法的根拠のある団体ということで推薦が可能な団体という農業関係団体ですよ。この中には農業協同組合も土地改良区も農業共済組合も、農業委員会そのものも含めて推薦する法的根拠のある農業団体ということで明記されてございますので、決して農協からの今までの選任委員さんが廃止になった、制度的に廃止になったとしても団体の推薦がだめだということにはならないと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○ 7 番(大橋昭太郎君) 先ほどの会長説明だとその部分が入っていなかったものだから。当然、そういった農協、今選任委員として出てきている団体からも推薦があってしかるべきなんだろうとを感じるわけだから(「法律上はオーケーしている」の声あり)何も問題ないわけですね。除かれていたから。(「大変申しわけないです」の声あり)

○ 議長(吉田眞悦君) 大橋議員。

○ 7 番(大橋昭太郎君) 農林水産省のパンフレットの中から、今地域の中において、先ほど町長が説明されていましたが、任意業務から必須業務、農地等の利用の最適化の部分、担い手への農地の利用の集積・集約化といった部分について、現行では農業委員さんたちがどういう活動をしているのか見えない状況で、例えば現行法の中では個人情報保護の観点から公示とかそういった形で、出し手の部分とかいったものが情報として流されない状況ですよ。現行はそうであり、農業委員さん方が利用権設定なり出し手側の情報というものが、担い手に通じていないんじゃないかと思っています。それが、私たちの地域だけでないと思うんです。

その辺が今度改正後はこの部分が必須業務になっていく。今までも農業委員さんの役割はそこでないかと思っていた部分が今度任意業務であって今度必須になったというところでちょっと違和感があったものですが、必須業務になった部分でどういう方法をとっていくのか。

今、農業者の中では大変不満が起きております。農業委員会の人たちが担い手への情報をどうという発信の仕方をしているだろうか。全然そういう話がないといった形が出ています。中間管理機構との関係で、たしか中間管理機構には出し手、受け手の部分の登録という部分をやっていたと思うんですが、それらの連携もこの中にはうたわれているところだけでも、そういった形の中で農業委員さんの業務、大きな業務はそこにあるんじゃないか。必須業務になった後それはどのようにやっていくのかという期待感含めて感じているところなんですけれども、どうなんでしょうか。

○ 議長(吉田眞悦君) 農業委員会会長。

○ 農業委員会会長(渡邊雅光君) 御指摘受けた件でございますが、農地の集積、担い手に対する集積につきましては、必須業務になろうとも今まで我々農業委員としてやってきたことに変わりはないと感じております。その結果として、美里町は80%を超えた形の集積率の結果が出ているわけございまして、ただ先ほど話が出ましたように情報の公開がないと出し手の情報の公開がないという部分でございますが、この件につきましては地域の農業委員さんに出し手の方が相談した場合、その土地の立地場所とかあわせて隣接地の認定農業者の方に声がけをするというのが通常だろうと思いますけれども、それらを含めてなかなか皆さんに情報公開した

場合に収拾がつかなくなる場合がございますので、農業委員個人が判断をして、この田んぼだったらこの人に受けてもらえるだろうということを推薦しながら活動しているのが現状ではないかと思います。そういった意味で、なかなかお声がかからない担い手の方も中には出てくるだろうと思います。

それから、中間管理機構との兼ね合いでございますが、中間管理機構は当然大橋議員お話しされたように、出し手、受け手の登録をしなければその業務は進行しないという現状がございますけれども、なかなか登録はしていても出し手には伝わっていても受け手にはないという判断をしている、登録はしていてもそのように判断している方もいて、なかなか利用権から中間管理機構に移行が進まない現状の理由の一つにもなっておるわけございまして、これを言うと町長部局に対するお願いにもなりますので、この辺でやめておきますけれども、中間管理機構はできるだけ進めるようにということで、私どもからは委員さん方には伝えてあります。以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 現状を見たところでありまして、そういう業務の、とても今現在行っているという実感が無いわけです。それは私個人的な見解かもしれない。必須業務になった、今までどおりだというのは納得できないところであるし、その辺の先ほどから出ている報酬等が活動の部分とかといったような部分、誰が評価しているんだろうと感ずるところなんです。全て町の中で裁量の中で行われているんだろうと思いますので、しかし現実には不可思議なもの、いっぱいあるわけです。だから、今度は必須業務となった場合にはその部分についての部分は、本当はもっと公開されていかなければならないものだろうなと感じております。ぜひ、御検討いただければと思います。

○議長（吉田眞悦君） 会長。

○農業委員会会長（渡邉雅光君） そのとおりでございますが、私の実感でございますけれども、全国の制度改正でございまして農業委員が全然活動していないとは言いませんけれども、美里町は本当に真面目に取り組んでいる委員さんが多いものですから、私は先ほど申し上げたように必須業務になっても今までと変わらないという言い方をしたのは、そういう意味合いも含めて申し上げたわけございまして、全国ベースからいいましたらまだまだ農業委員として本来の活動をしていない委員さんが他の、悪口を言うわけでないんですが、美里町は本当に真面目に取り組んでいると私は理解しておりますので、そのように私は感じておったわけです。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○ 7 番（大橋昭太郎君） 会長の話进行否定するつもりは一切ございませんが、活動を一生懸命やっている方向性が違うんじゃないかという意味合いですので、その辺は認識いただければと思っております。

○ 議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。

藤田議員。

○ 3 番（藤田洋一君） ほとんど出尽くした気がするんですが、1 ページ、我が町は最適化推進委員は置かなくてもよろしいという趣旨でありますけれども、今の状況を考えると今0.2%ですが、遊休農地ね、担い手への集積率82.3%になっていますから、いろんな状況を考えてきて後継者もいなくなる、先ほど言った必須の中で促進する事業に、新規参入というのが結構入っていて大事だとは思いますが、この辺についても我が町は今のところは大丈夫だと思うんですが、それも国の方針でやらざるを得ない条件になるのかなということと、こちらの数字的なものも0.2%、1%以上とある程度高い。そうなった場合には推進委員を立ち上げるということもあるんですか。この2点。

○ 議長（吉田眞悦君） 会長。

○ 農業委員会会長（渡邊雅光君） 農地利用最適化推進委員につきましては、先ほど申し上げた条件を満たさなければ設置しなければいけないということになりますので、改めてその時点で条例を改正させていただくとなります。

○ 議長（吉田眞悦君） 橋本議員さんが言ったことと関連して言ったんだけど、後継者育成の中の新規参入の部分をとということ。

○ 農業委員会会長（渡邊雅光君） 新規参入については、農業委員会に相談窓口を設置してございますけれども、私がいろいろ情報を集めてお聞きしている範囲では水田に関しては、水稻に関しては新規参入しても撤退する方がまず八、九割はある。今、新規参入で農業を続けていると思って成功している例は、都市型の野菜、施設園芸なり土地利用型でも都市型農業の方々が成功していると聞いておりますので、美里も産業振興課と農業委員会も一緒になって新規に美里町に来て農業をやっていただく方を募集しておりますので、ぜひそういう方がおられれば逆に御紹介していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（吉田眞悦君） 藤田議員。

○ 3 番（藤田洋一君） 美里町は、新規はないという話でしたけれども、大郷町で今度かなり何万平米も新規参入できちんと町がやって、その辺についてもああいう形で将来やれるようにと思いましたのでお聞きしました。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですね。

以上で、１点目の農業委員会法の改正に伴う条例案等についてという部分については以上といたします。

次に、２番目に入りますが、説明員の交代、来たらすぐ始まります。

交代するまで暫時休憩。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開します。

では、２点目の放射性物質に汚染された稲わら等の収集作業に従事者等健康診査等についてに入ります。

総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項２点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに、産業振興課長、佐藤淳一でございます。

○産業振興課長（佐藤淳一君） よろしくお願いいいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、健康福祉課長、佐藤俊幸でございます。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 佐藤です。よろしくお願いいいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） 次に、健康福祉課課長補佐、菊地知代子でございます。

○健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願ひします。

○総務課長（伊勢 聡君） 以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） それでは、放射性物質に汚染稲わら等の収集運搬従事者等の健康診査について御説明申し上げます。

趣旨につきましては、冒頭町長から申し上げたとおり健康に対する不安を少しでも解消していただきたいという趣旨に基づくものでございます。資料に基づきまして御説明いたします。

こちらの実施時期につきましては、平成29年10月から12月まで12週間程度ということで考えてございます。対象者につきましては、稲わら、牧草等の保管農家、こちらの方118名、このうち18歳未満が13人でございます。ここで（18歳未満13人）といたしておりますのは、後で御説明申し上げますが、実施していただく医療機関が当初南郷病院を調整させていただいておりましたが、そちらでは18歳未満の方についてはできないということで括弧書きで当てているとこ

ろでございます。

審査の内容でございますが、甲状腺超音波検査及び触診、場合によって医者の判断によりまして血液検査をするかということでございます。実施方法、具体の方法でございますが、対象世帯へ案内文書を送付いたしまして、受診を希望される方がいらっしゃいましたら申込書を返送していただくというスタイルでございます。申込書を返送していただきましたら、そちらの受診を希望される方に受診月日を健康福祉課で調整いたしまして、受診票を御送付いたします。受診票を送付された受診者は保険証を持参の上、町が指定します、こちらでは今南郷病院に確定してございますが、検査をお受けいただきます。

実施場所につきましては、既に確定してございますが、町立南郷病院でございます。先ほどお話しいたしましたが、小児（18歳未満）は町立南郷病院では検査ができないため別途実施医療機関を調整中でございます。

6番の費用でございます。受診される本人様の負担額につきましては無料ということで町が負担いたします。費用の内訳につきましてはここに書いてあるとおりでございます。最大で血液検査まで行った場合1万7,070円、こちら対象者の人数118人ということで予算は201万5,000円ということで考えてございます。

今、確定、かかわっております町立南郷病院の実施対応について申し上げます。受診日につきましてはほかの先生の御都合などもございまして水曜日の午後3時から検査を行うということで、1日当たり10人程度まで検査をしていただくということでございます。小児（18歳未満）は検査はできません。

町から病院へ依頼を出しまして対象者リストを添付いたします。実施終了後に病院から町へ一括請求をいただいておりますという流れで考えてございます。

最後になりますが、こちらの健康診査につきましては健康不安を少しでも解消していただくための健康診査でございます。こちらが主な目的でございまして、検査によりましてその検査の過程、病気、がんですとかバセドウ病、橋本病などがございまして、そちらの疑いが出た場合にその後引き続き精密検査を行ったりさらには病気の治療を行ったりする場合の費用は町で負担は考えてございません。

南郷病院におきましては、患者さんが精密検査の必要があると判断した場合は専門医に紹介状を出していただくという流れになっているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） では、今2点目の説明を課長からいただきました。何か、確認しておき

たいことがあれば。

柳田議員。

- 4 番（柳田政喜君） 1 点確認します。

表題が、放射性物質に汚染稲わらなどの収集運搬業者等の健康診査についてということなんですけれども、対象者が保管農家だけということ。

- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 今回は保管農家を対象ということで考えてございます。

- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

- 4 番（柳田政喜君） 今回はということは次回もあるんですか。

- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 次回は今のところ考えてございません。

- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

- 4 番（柳田政喜君） 表題と対象者が食い違っていますが、これでよろしいのでしょうか。

- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 収集運搬従事者等という部分でございませうか。（「そうですね」の声あり）こちらの収集運搬従事をされた保管農家の方の御家族も含むといったこととございませう。

- 議長（吉田眞悦君） 要するに、これから運ぶ人でなくて、今まで保管したときに運んだ人たちということでいいんだな、対象者としては。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 当時、震災当時に放射性汚染物質に稲わら、牧草等を収集して保管をされた農家の方を対象にとということでございませう。よろしいですか。

- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

- 4 番（柳田政喜君） だとすると、対象者が保管農家でなく従事者でなく、当時の従事者という形の表記が正しいんじゃないですかということを言っているんですよ。

- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 2 番の対象者につきましては、保管農家と書いてございませうが、実質上今御指摘いただきましたとおり、当時収集運搬に従事された方等ということになります。

（「違いますよね」の声あり）

- 議長（吉田眞悦君） 言っていることはわかるんでしょう。

藤田議員。

- 3 番（藤田洋一君） 稲わら等牧草となるなら、ほだ木の関係なんかも入ると思いますが。
- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 稲わら、牧草、ほだ木、こちらの方を対象としております。
- 議長（吉田眞悦君） いいんですか、藤田議員。ほかに。

橋本議員。

- 10 番（橋本四郎君） 原発がなってから 6 年過ぎましたね。この放射線の影響あるヨウ素は半減期というのは 8 日ですよ。半減期が 8 日とすれば今 0. 幾らですかわからないくらいの影響力になったんです。何で今の時期ヨウ素だけなんですか。甲状腺で。
- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 着目しておりますのは、今現在というよりは震災当時収集をされた、いろいろ集めたりほこりがたったりしたということが考えられます。そのときに吸い込みをされた可能性もあるんじゃないかというのがまず 1 点です。それから、その吸い込みをされたり、その当時衣服に付着したまま御家庭に持ち込みされた、その持ち込みされたものを御家族がまた吸い込んだりしたといった部分の不安があるのではないかということに対する検査を行うというものでございます。

ですから、今現在のヨウ素がどうのこうのといった視点ではございません。当時の状況を考えまして、当時御不安を持っている方々の不安を少しでも解消していただくということが主な目的でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10 番（橋本四郎君） 私の長男の嫁さんが薬剤師をしています。

バセドウ病、要するに甲状腺の障害が起きたらばどんな状態になるかわかりますよね。例えば、目が飛び出す。歩くのも不自由になる、いらいらする。そういう症状が 6 年もあったらでてるでしょうと言われている。6 年もあったら。これだけを調べるならそういう心配するなら麦わらとかほだ木だけじゃない、全部をしたらいい、宮城県で。

今、放射線の高いのどこかわかりますか。不動堂とか青生とか南郷の中学校あたりが高いんです。放射線でもヨウ素 131 だとは思いません。これは切れた。それ以外のものを調べる必要がある。今回もう半減期は過ぎて、計算してみてください。58 日で 1 % なんだよ。6 年も過ぎたら 0 コンマがいくらつきます。0 が 10 くらいつく。それを今検査するということはどういう気持ちで検査するか、その意味がわからない。その理由が。

- 議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（佐藤俊幸君） 今、先ほどもお話ししましたとおり今現在の放射性ヨウ素、放射性セシウム等の関係で調査するものではございません。震災当時、6年前、その当時に稲わら、牧草等を収集していただきました。そのときに当然くるむのでいろいろ放射性物質が付着しているわけでございます。それをその当時集めたことによって、集めた方がそのことに対して吸い込んだりなんかして不安をお持ちでないか、健康不安をお持ちの方もあるのではないかとといったことを、そこに着目いたしまして、その当時作業された状況、これに対する不安というものを少しでも解消していただきたいということで今回は検査を行うということで、今現在の放射線量等に着目したものではございませんので、御理解をお願いいたします。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 放射線による心配事を解消する、それはそれでいいとして、いいかどうか調べるなら、半減期を過ぎたものよりもそれ以外のものを調べるべきじゃないですか。何でもそこをもっと調べない。ヨウ素以外にあるでしょう。それは、セシウムとかそういうものの検査をしないで、半減期の短いやつを何でも今回調べる、これが何でもわざわざ出てくるのか。だから、理解してと言いましたけれど、調べる根本的な理由を言って。
- 議長（吉田眞悦君） 町長。
- 町長（相澤清一君） 今課長が申したように、今回は6年何カ月も過ぎました。そういう中で放射能濃度が高いセシウムも高いわらとか牧草とかそういうのを収集した農家が不安を抱いているといういろいろなご意見などもいただきましたので、そういうところからまず収集した方々が健康診査を行ってほしいという要望もありましたので、町でも大変今さらながら、近くに保管してそうやって今まで6年何カ月を過ごしているので、まずそこをしっかりと健康診査を行いたい。大変もっと前にやらなきゃいけないものですがけれども、今なったということはおわびを申し上げたいと思います。それをまず、住民の不安を保管農家の方々の不安を解消したり、そういう意味合いで健康診査を行うということです。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） そういう心配は、セシウムとかストロンチウムの残量数を調べてはいかがですか。半減期でなくなっているもの調べてどうするの。セシウムは30年ですよ、半減期。200年かかる、1%以下になるのに。そういう半減期の長いもの調べないで、1週間で半分になるやつ調べている。本当に心配な事を、皆さん方、考えてみるとほとんど理解してない方多い。読みました今度しばらくぶりです。原発の今から20年前図書館にあった本です。廃棄されている

のをもらってきて読んでいたんですけれども、勉強している。

問題は、半減期の長いものは残存、どれだけ残っているかという心配するというならわかります。ただ、それで障害出たかどうかの診断するならそれもわかる。それなら、ヨウ素だけでセシウムとか今申し上げたストロンチウムの影響力、それをなぜ調べなかったのか。私は兄弟で、ストロンチウムで死んでるのがいるんだ。白血病で。そういう実際の事経験したから皆さん方どうなんですかといったときに、一番半減期でないものを調べて、ただ形に残っているなら影響が出ます。そしたらすぐに病院にかかってます。なぜかということ、目が出てくるとかいらいらすとか歩くのがおかしくなるとか、相当、障害が出てくる。これは調べられるでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤淳一君） 産業振興課長の佐藤です。（「高くしゃべって」の声あり）

稲わらを収集運搬された方というのは、震災が3月11日でございますしてその後福島第一原発事故が起きて、4月に農作業が始まるということでその当時ほとんどの方が原発の影響をほとんど感じないまま通常の作業をされていたのが一般的でございます。当然、放射線をはかる機械等もなかったものですから、通常の春作業の準備をしてふだん着の状態で作業をしたということでございまして、そのときにはヨウ素が十分稲わら等に吸収される状況で作業をしたということでそれをマスクもしない、防護服もしない状態で作業をするということで、それから6年は過ぎたわけでございますが、その部分で後で稲わら等に放射線が含まれているということが判明した段階で、新たに保管場所をどうするかどの場所にしたらいいかということで保管作業が始まっております。その間に行った作業については、ほとんど防御することがなく作業したということで、現在まで非常に不安に思っていると。

福島の場合で言いますと、福島の二十歳以上の方については5年に1回こういう検査をするということでございますから、美里町についてもぜひ今保管されている方含めて、家族の方も含めてそういう健康に不安があるのでぜひ健康診査をしていただきたいという要望がございまして、ぜひその不安を払拭して、なければ一番いいことでございますけれども、まず検査をしてみないとわからないということで今回健康福祉課にお願いした次第でございますので、ぜひ今保管されている方も含めて大変不安がございまして、ぜひその辺の解消に向けてお願いをしたいということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） これがやめろとかというのでないんです。ほかのことをなぜしないかと

ということなんです。今、答弁しましたよね、産業振興課長が。あなたが住民課の課長補佐のときに私に何て言われました。中組に残存のセシウムがいや、放射線が0.5マイクロシーベルトあるのに何ていうことだと私が、あのときの起きたときの8月30日に片づけていたでしょう、3回。1回やってだめ、2回やって、3回。3回目のときに私がはかったとき0.5あった。そういうことを経験しながら、いやあそこに何軒の家があります。あの残ぞ置き場に。100人以上住んでいるんですよ、あそこの人たち。あの人たちはヨウ素だけでない、セシウム、ストロンチウム、それをかぶっていた人を何で調べないの。私、それが不思議でならない。そういう人をなぜ考えないのかという。それを手落ちという。

○議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤淳一君） あの際は、8月の第1日曜日の一斉清掃で集めた土砂だったと思っています。一斉清掃のときに集めたものでございまして、この場合については稲わらについては3月末から農作業の準備で稲わらを乾燥させるためにまぜたりとか収集等しておりますので、その部分から言いますと一番ヨウ素の部分の影響を受ける、心配になるということで今回お願いをしていることございまして、その期間についての橋本議員さんの言うとおり、ヨウ素の半減期は8日でございますから、一斉清掃は8月でございますので、その間については結果から言うとセシウム等の濃度について測定したと記憶してございます。以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） セシウム等の関係のやるんですか、検査は。

○議長（吉田眞悦君） これからセシウム等の関係の検査もするんですかと。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 考えてございません。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） それなの。考えていないということが問題だと。問題はそういうことが現実にあったことを私自身は、町長は前の町長なんです、前の町長のときの話でああいうことがあるから撤去させた。だから、そういう苦労している住民の人の声を聞かないで、半減期の短いほかだけをするなら、町民に対する対応が不十分だと。何でその不十分なことをやるのです。問題は半減期の長いもののおりたところで高いもののあったところを重点的にやるというならば、中組の町営住宅の周辺、その辺をなぜしない。

○議長（吉田眞悦君） だから、そういう広範囲な対象となる人たちがいるということだから、

考え方として、町長。（「はい」の声あり）では、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） おっしゃっているのは低線量の被曝の関係かと思います。こちらにつきましの影響は全身に、影響があるかどうかわかりませんが、影響があるとすれば全身に及びます。それで、その部分の検査につきましては、町では毎年健康診査、がん検診等行っておりますので、そちらである程度は住民の方々の健康診査、対応できているものと考えてございますので、改めてその低線量被曝等に関する検査について何をやるとかどういった項目でやるという具体的なことは考えてございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 私は、議員として町民の皆さん方の中に行政側の計画というのは報告する義務があるんですよ。そのために、今私が言ったような質問されると答弁できない。何で半減期の短いところにだけ長い間不安なのですかといったとき、何て答えます。そういう答えができるような格好で皆さん方提案してもらわなきゃ困るし、それはそれで、要は放射線の脅威ってありますよ。あるけれども、やるならば半減期の長いものを重点的にやるとか、そういうことをやる、健康診査でやるというなら健康診断でできるから。そういう言い方でなくして、町民が持っている不安を解消するなら同じ状態にあった人だったら全ての人をやるって気持ちがあればだめだと言うの。ただ、半減期が長いから特別しなきゃというならわかるよ。半減期が短いものするということから私は引がかっちゃった。長いものしないで。

聞きましょう。最後であと一般質問でもやるから町長に聞くよ。この稲わらどうしておくつもりですか。保管。これが問題なの。なぜかというと、南郷の貯蔵しているところに行った人がいる。そしたらマスクもかけない、着がえもしない。そしてごみだらけになりながら片づけている。こういう状態で委託作業は頼んだかどうかわかりませんが、頼んだとしたらおかしくありませんか。放射性物質の処理について。これは私のほうで2回行っている。最近行った人が言われたことは女性の人だけど、あんなところに置いてああいうふうに片づけさせて放射能の心配ないんでしょうかね。これが古川での原発の問題あったときの講習会で私言われたんです。どうでしょうか。保管どうするんですか。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） ですから、今回の健康診査はこれからもやはり今現状保管している農家の方々、また収集した農家の方々の健康診査をいたします。そういう中で今保管されている稲わら、牧草の関係でございますけれども、焼却もままならないという現状でございます。今年度中に焼却に向けて試験焼却も入るような予定でございますけれども、まだまだ住民、地域の

理解ももらえないという中で、それが半年先焼却できるかどうかもわからない。焼却に対する不安、反対もございます。そういう中でこれからを見通した場合にやはりまだ保管するということが可能性はあると。だったら、やはり保管している方々、農家の方々、収集した農家の方々の不安を一刻でも解消する責務が我々にはあるんだろうということで健康診査を今回、とりあえず、そういう保管していただく農家と収集していただいた方々に健康診査を行うという方向をお願いを今説明をしているわけでございます。

これから当然保管した稲わら、牧草なりなくなれば非常にそれはいいと思いますけれども、現実的にそのような形には動かないだろうということで、今検討しているのはそういう形で進めたい、健康診査をお願いして健康不安を一刻も解消したいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 反対しません。やってください。ただ、今申し上げたようなことも含めて今後検討して。

なぜ、私が最後の質問、町長にしたかということなんですか。もとを断たなくちゃないんです、もとを。断たなければまた出でくるでしょう。だから、私は、実は家族に反対されているけれども、私に土地があるんだ。貸すから埋めろって。埋めなきゃだめだ、保管する方法考えなきゃ。保管の方法というのは何で読んだかということ、汚染物質されたものを保管する方法、どういう方法が一番いいのかということを読んでいたんだ。学者の話。

それ読みながら私たちが、ある場合には町の指導者といったら悪いが、町に、町民のためになるはずだったら、町民の方でできる人がなかったら、町長や町議会議員が先になって、そういうものを引き受けるくらいの気持ちになれっていうの。

○議長（吉田眞悦君） 今、橋本議員が言っているのは、要するに保管について、そのことがやはり心配しているから言われていると思うんです。（「一般質問でやる」の声あり）

今町長も聞いていますから、今後のどういう方向性に決着するかまだ正式に決まったわけではないんですけれども、そういう意見もあるということをもとに。（「こういうものがあるからでてくるのであって、そういうものを断つことを考えなきゃいけないでしょう、そのことを考えようというのが当たり前だ、質問するのは」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 時間ないのに、私も確認したいので。それこそ時間とられてしまって。確かに、ヨウ素以外の半減期長いやつはこれからも心配残っていると思います。私も気になっ

ていました。ただ、せめて当時のヨウ素吸い込んだんじゃないかという、そのほか吸い込んでいますけれども、今検査できるのはまずヨウ素の被害、甲状腺、そこに絞ってその不安の解消を図ろうという取り組みなんだよと、限定的なものだと私は認めたので、そう踏まえて聞いていますけれども、18歳以下、南郷病院でできないというけれども、先送りする、一番影響が多い成長の過程にいる子供たちが入る、これはちゃんと考えるべき。

もう一つは、備考で疑いが出た場合の精密検査が町で、丸森町なんかでも、うちのめいっこなんかもこの出ているので、これから経過見ろよと言っているけれども、その後が大事なんですよ。がん化していればすぐがんになる。ましてや、がんだったら精密検査必要なんですよ。がんの疑い出たらば。あるいは反応出てもその経過見なくちゃいけないんですよ。それは町では関係ないって放っぼってしまっていていいのか。いや、負担させるために国とか東電にきちんと求めていって経過見るよ、そういうふうにするのか。この書き方だと、最初だけ診査受けて異常出ても後は知りませんよという書き方になっているので。それはちょっと冷たいだろうと。その2つ。

○議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 今2つの御質問でございます。

1点目の18歳未満につきましては調整中でございますが、その経過につきまして菊地補佐から御説明いたします。

○議長（吉田眞悦君） 菊地補佐。

○健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 18歳未満の甲状腺検査の件につきましては、石巻日赤病院等での調整を図ったところでしたが、受け入れが難しいとの返事をいただいたところでして、現在大崎市民病院の健診センターと調整を進めていまして、そちらの方向で進めることになりそうな段階にあります。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 10月からの予定というのはそれには間に合うようにきちっと決めるということでもいいのかな。（「そうですね」の声あり）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 2点目の精密検査の関係でございますが、もしそうなりますとすれば、今回年齢の高い方も検査の対象にしてございますので、悪性のものじゃない場合の精密検査、甲状腺の子供等の関係でございましょうか、そういった病気等もあるかと思いますが、いずれにしてもそちら何らか出た場合には健康福祉課、保健師とその後の対応等について手厚く御相談等に乗りながらケアしてまいりたいと考えてございます。費用につきましては、

今現在こちらでお示したとおり、精密検査の分については考えてございませんのでよろしく
お願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） これが県内で、美里町だけですか。今回のこういうやり方するの、美
里町だけか。

○議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 対象者問わずでございますか。（「こういう取り組み、保管農
家」の声あり）稲わら等の関係につきましては県内ではほかにはないと認識をしてございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 例えば、甲状腺に関しての因果関係は証明されていないと聞いている
んだけど、この辺について例えば県とかの考え、対応はどのように示されていますか。

○議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤淳一君） お答えいたします。

原発事故と甲状腺の検査のことについて、宮城県内はほぼ放射線量は福島と比べてかなり違
いがございまして明確に因果関係を証明できるものはないということもございまして、こうい
う検査をするのは美里町が一番最初でございまして、そういう面から言いますと先ほど健康福
祉課長が申しました、その辺のことについては因果関係がないので東電に賠償とか、そういう
ことについてはなかなか困難であるという県の見解もございまして、慎重に対応をお願いした
いということで県からはお話をいただいているところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 私のうちも対象となるんだけど、実はおふくろが甲状腺の治療を
しているところなんですけれども、震災前から、これが高齢とともに甲状腺に関係する部分と
いうのがふえてくると聞いているんですね。それが例えば検査をして甲状腺の関係で異常があ
る、そういった部分というのが因果関係が証明されていないなら、例えばまず最初に聞くのは
高齢とともに相当ふえますか、甲状腺の関係。

○議長（吉田眞悦君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 甲状腺のほうは、議員おっしゃるとおり、今はドック
とかで調べるからこそわかるという方もいらっしゃると思うんですが、通常よくある疾患では
あるようであります。ただし、予後がよろしいといえますか、そのまま病気をお持ちになっ
ても経過を見たまま過ごされているという方も確かに多いと聞いております。そういう病気にな

と思います。（「高齢とともにふえてくる病気ですね」の声あり）はい。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 検査をして、例えばその因果関係が証明されていない、しかし高齢とともに甲状腺のその部分が出てくる。その辺をしっかりと説明しておかないと、因果関係があるかどうかの因果関係が証明されていない中、例えばこの検査によって甲状腺に異常が見つかったというものができてしまうと、逆に大変な不安をあおるような形になっていくんじゃないかという心配があります。その辺も受診の際には十分説明していく必要があるんじゃないかという感じなんです、いかがでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤俊幸君） 病気の特徴等含めまして、受診を希望される方につきましては、そういった情報等説明をしながら御理解いただいた上で検査を受けていただくということにしてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） 先ほど、疑いが出た場合の精密検査や治療等に要する負担は町で負担しないと切り切ったんですよね。やはり、これはもっと検討する余地が私はあると思います。

それから、診査内容に医者判断で血液検査をするというのがあって、費用の血液検査が1万770円ですけれども、血液検査の項目について、ゆっくりお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 血液検査が必要となった場合の項目。

課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） P S Hと言われます甲状腺刺激ホルモンの検査と、F T 3、F T 4、サイログロブリンと言われます甲状腺のホルモン検査を実施予定でございます。

（「2種類」の声あり）3種類。（「いいです」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。（「なし」の声あり）よろしいですか。

2点目の放射線物質汚染稲わら等の収集運搬事業者等の健康診査についてという部分は以上といたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時28分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

本日３点目に入ります。

議員は全員出席であります。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書案についてに入ります。

まず、総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項３点目の説明員を紹介いたします。

初めに教育委員会教育長、佐々木賢治でございます。

- 教育長（佐々木賢治君） お世話さまです。

- 総務課長（伊勢 聡君） 教育委員会、教育次長、須田政好でございます。

- 教育次長（須田政好君） よろしく申し上げます。

- 総務課長（伊勢 聡君） 以上です。よろしく申し上げます。

- 議長（吉田眞悦君） それでは、教育長。

- 教育長（佐々木賢治君） いつも大変お世話さまです。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、対象年度平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）でございますが、これについて協議をいただきたいと思います。

教育委員会の点検・評価の目的は合議制であります教育委員会がみずからの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価を行う。その報告書を議会に提出し、町民の皆様に説明責任を果たすことであるとしております。また、自己点検、自己評価の結果から今後の取り組みの改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものと考えております。

この報告書の案につきまして具体的に須田次長から説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（吉田眞悦君） 教育委員会教育次長。

- 教育次長（須田政好君） それでは御説明させていただきます。

さきにお配りさせていただいております本編資料と資料編（「ごめん、須田さん、もっと高く言って」の声あり）本編の資料と資料編の資料と２部をござんいただきたいと思います。

それでは、本編の表紙をお開きください。目次がございます。

これは昨年度、前年度に行った評価方法と同じような構成で作成してございます。前年度に比べて変更になりました点は、点検・評価。２番目に前年度の課題の改善状況、ページ数は13ページから、この部分を追加してございます。それから同じく点検・評価の中の下でござ

いますが、3、点検評価の結果の中で(教育委員会が管理及び執行する事務)がございしますが、こちらの 法令点検34ページからございしますが、この部分を追加してございます。それ以外につきましては資料が前回までは巻末に添えていましたが、量が多くなりましたので別冊にさせていただいているところでございます。

それでは1ページから主な要点、前年度と変更になっている部分を中心に説明をさせていただきます。1ページ、2ページ、3ページにつきましてはほぼ同様でございます。4ページにつきましては教育委員会の組織としましてこの1年間で附属機関の一番下、いじめ防止対策委員会が1つ附属機関として追加してございます。右側、教育機関、施設でございますが、教育機関の文学館、図書館、資料館の中の一番下、美里町郷土資料館が追加してございます。

5ページにつきましては、決算の内容でございます。6ページ以降につきましては教育委員会の会議の開催状況でございます。10ページにつきましては、教育相談の実施状況を載せてございます。

11ページをごらんください。こちらは前年度と大きくは変わってございませんが、今回といいますが、平成29年度の点検・評価も3つの対象という形で3つの項目を挙げています。1つは教育委員会の会議運営、教育委員会の意思決定でございます会議運営について状況を確認する。2つ目は教育委員会管理及び執行する事務、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条。この資料の目次の2ページに資料として添付してございます。こちらの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に、教育委員会のそれぞれの事務が掲載されてございます。こちらの事務を該当する事務について確認するという作業を行うことです。3点目は町の総合計画、総合戦略でございますが、こちらの政策的な取り組みに対して政策的にどのような成果につながっているかという評価をすることで、3点を前年度と同様に取り上げて評価を行ったというところでございます。

続きまして、12ページの点検・評価の方法でございますが、1)作業の流れといいますが、点検・評価報告書の作成までの流れ、前回と同じです。教育委員会事務局で作成し教育委員会で協議をしたものを評価委員会に提示し、評価委員会から意見をもらってそれをさらに教育委員会にフィードバックをして報告書を作成するという流れでございます。

2) こちらもほぼ前年度と同様でございますが、下から5行目のそうした中でというところで、先ほどの最初に申し上げました3つの中の 教育委員会の管理及び執行する事務について、これまで関係法令の確認と執行状況の確認を1つに合わせて行いましたが、関係法令については確認すべき事項が結構ございますので、別冊の資料としましてチェックシートにして扱った

というところでございます。今回この関連法案の確認について少し重点を置いて行ったということでございます。

2番目の前年度の課題の改善状況ということで、13ページから15ページまで掲載してございます。前年度課題として指摘されたものがどのように改善してきたかあるいは改善されていないかというところをまとめました。特に、改善されていないところは改善されていないということで四角囲みのバツとつけています。

これにつきまして、まず1点目、教育委員会配付資料の事前配付が徹底されなかったということ、会議録の承認が次の定例会受けることができなかった。一部の会議というよりも全体的に会議録の承認と公開がおくれたということです。

でございますが、教育施設の修繕を計画的に進めなければならない。現在も計画等作成していますが、現在も取り組み中ではございます。しかし、まだ完全に改善されてはございません。14ページでございますが、研修実施後の研修成果の検証が行われていない、アンケート調査など実施しましたが、その後の検証と活用、反映がまだ不十分であると捉えてございます。

学校評議員の活用でございますが、こちらにつきましても地域に開かれた学校づくりを進めるために十分に活用されていないということでバツ印、改善されていないと評価してございます。

評価委員からいただいた意見につきましても、同じように前年度にいただいた指摘事項を確認してございます。と です。

につきましては、報告書の作成方法ですが、図表等使ってわかりやすく表現できたと御意見をいただきましたが、今年度は図表のデータ収集までできませんで図表化のようなリアルな表現はできませんでした。次年度に行っていきたいと考えています。

でございますが、非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正するというところでございましたが、ここにも記述していますように、教育委員会では大変難しい問題でございます。今後の課題になるかと思います。

戻りますが、14ページ(2)の評価委員から指摘された課題の改善状況 につきましては、教育委員の会議だけの活動でなくて、そのほかの行事等の参加あるいは研修会等の参加状況を記載するようという意見をいただきました。これについては、今年度の報告書から33ページ等に掲載してございますが、掲載をしてございます。

このような形で改善できなかった点、これらが何点か積み残しになりまして29年度に持ち越されたという状況でございます。

16ページ目以降は、今年度の点検・評価の結果を記載してございます。16ページ以降（１）教育委員会の会議運営につきましては前年とほぼ同様でございますが、やはり先ほども申し上げました17ページ 会議録の承認の時期がおくれているということを、こちらから指摘しなければいけないという内容です。それにつきましては、 と書きました17ページ下２行のところから記載してございます。やはり、端的に申し上げますと我々事務職員の業務が回らなかったというところが当初からあったという理由がございしますが、これがきちっと１つの事務としてフローチャートをつくって、どの時期に何をするかとしっかりとフローチャートを明確にしてそれ１個１個チェックしていくというので改善が図れると思います。これが28年度で改善できなかったということが改善達成しなければいけないと思ってございます。

18ページ、19ページ、こちらにつきましても前年度同様でございますが、こちら我々事務職員の至らぬところがございまして、 会議資料の事前配付が徹底されなかったというところがございました。これにつきましても19ページの下のほうに書いてございますが、今後しっかりフローチャートをつくって29年度からは改善していきたいと考えてございます。

次に、20ページをお開きください。先ほどお話ししました地方行政の組織及び運営に関する法律の第21条に、19項目ほど掲載した事務がございします。その中で、一部該当しない事務を除きまして、それぞれ事務についての執行状況を要約して書いたものでございます。

こちらは前年度とほぼ同様でございますが、前年度と変わりましたのは27ページ（11）学校給食に関すること、こちらは28年度から移行経過といたしますが、小牛田地域の各小中学校においても従前までの南郷地域と同様に学校当事者が実施する学校給食、学校設置者、町長でございしますが、実施する学校給食に移行したというところでございます。

それ以外につきましてはほぼ前年度と同様な見方をしてございます。

32ページ、最後、19）ですが、こちらは18）までの掲載されていない事務の中を点検するものでございまして、１つは総合教育会議について点検をしました。

33ページにつきましては、先ほどお話ししましたように前年度に評価委員会の御指摘のあった教育委員の活動についても掲載して見ていただくということで、教育委員会会議以外の活動についての状況を掲載しています。

続きまして、34ページをお開きください。こちらの別冊の資料を使いまして関係法令チェックシートと名称をつけましたけれども、こちらを使ってそれぞれ法律に違反しているものがないかあるいは法律の趣旨にそぐわないことはないかということを確認しました。

こちらの質疑につきましては、それぞれ左側に情報を、真ん中の列には実施状況を右には点

検の結果としまして、適正に行われているのは丸、適正に行われていない違法的な状態になっているのはバツ、努力規定でも法律上は違反しないんですが、改善を求めていくべきではないというものを三角と表記してございます。外となっていますが、これは対象外の項目でございますので、そういうことでチェックをしてございました。

その結果、バツになった項目が4項目ほどございます。1点目につきましては、別冊資料では8ページですが、財産の管理運用を図り、常に良好な状態においてこれを管理しと、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとなっておりますが、中埴小学校が学校の敷地から離れたところにございまして小学校プールが無尽状態になっているというところがございます。これにつきましては、今年度から使用しないということで改善の方法を示してございます。まずこの1点が引かかる、この時点が問題があるんじゃないかというふうに考えています。

それから2点目は黒い四角で示していますが、35ページ中段、就学児の健康診断の検査項目、こちらで第2条就学児、次の年の春に小学校1年生に入学する幼稚園園児あるいは保育所の園児が対象に毎年10月、11月に実施しているものです。1号から7号まであるんですが、この中の3号の視力及び聴力なんです、視力の検査は行っていたんですが、聴力というのが落ちていました。聴力の検査を実施していませんでしたので、今年度から改善をしなければならないということで現在その準備を進めているところでございます。これにつきましては、さかのぼって調査をしましたが、ずっと検査してきていなかったのが検査項目から漏れていたというのが状況でございます。今年度からはしっかり体制等で実施していきたいと思います。

3点目は、特定給食施設の届け出、4月1日に内容変更があった場合には提出しなければいけないんですが、こちらの4月1日付に人事異動がございましたが、学校給食センター長が変更したにもかかわらず、しばらく前のセンター長の名称となっていたのがございました。それら等についておくれましたが、ことし3月に届け出を出してございます。

次は36ページでございます。同じく事務の失念といいますか誤りでございますが、文化財保護法に指定文化財に指定した場合には、県を通して文化庁に届け出を出さなければいけなかったんですが、昨年7月1日に町の有形文化財に指定した後藤の朱槍について届け出が落ちていたということを発見しまして、早急に現在手続を行っています。

こちらにつきましては、気づき次第すぐ手続を行ったのですが、英訳といいますか、英語と日本語文、両方で出さなくてはならないということで今英文に時間がかかっていまして、手続を進めているところでございます。

以上、4点につきましては法的な部分で少し適正ではないというところで拾い上げた項目です。

次の三角印、こちらは先ほどもお話ししましたように、法的にはクリアといえますが、違法ではないんですが、今後改めていくべきではないだろうかということで取り上げました。こちらでも4点ほど取り上げました。

1点目は、別冊資料9ページですが、指導主事その他の職員の配置ということで、こちらをあえて取り上げましたのは後ほど御説明申し上げますが、本編には41ページでございますが、全国学力学習状況調査の28年度の結果等見ますとなかなか基礎学力のほうが思わしくない部分がございます。でございますので、このような必要な職員配置を今後も考えていかなければいけないのではないかというところで、今後改善を検討していくという考えでございます。

同じく職員の関係ですが、教育機関の職員ということで、地方教育行政の組織運用に関する法律の31条に規定されていますが、こちらも特になんですが、近代文学館、図書館等の非常勤職員の図書館司書が多いということで、こちらでも何らかの形で改善案を検討しなければいけないということで取り上げてございます。

3点目は学校教育法の施行規則にあるんですが、それぞれ小学校、中学校に入学するときに教育委員会から入学する学校を指定します。通知書には、もし異議がある場合には申し出てくださいという内容を付記しますが、その前の段階で指定をするに当たって、地域の学区の決め方に当たって保護者から意見を聞く機会を設けるように努めなければならないと規定されています。こちらを全く行っていませんでしたので、これらの取り組みについて今後準備を要綱等定めて実施していきたいと考えます。

4点目の社会教育の点ですが、こちらは社会教育計画あるいは生涯学習振興計画が策定されていない生涯学習振興計画につきましては、策定はしたものの既に期限が切れてその後未策定となつてございますので、これら等策定して計画的に振興しなければいけないという考えで、社会教育法の社会教育に関する教育基本法第12条を取り上げております。

以上、4点については今後何点が改善をしていかなければならないと考えました。

次は38ページ以降(3)は総合計画を推進するための取り組みということで、総合計画に掲載されています教育に関する計画に、教育委員会が所管する計画についてそれぞれ記載してございます。この中で、御説明申し上げますのは41ページ及び42ページでございますが、残念ながら平成27年度に比べ28年度の学年の学習状況調査の結果が、全て県国から開いてしまったという状況でございます。これらにつきましては、下のほうに目標値達成に向けてということで

今後の取り組みを記述してございます。

その以降41ページ、43ページの青少年健全育成あるいは伝統文化、文化財の継承についてはこれまでの実施と同様でございまして説明は割愛させていただきます。

これらの点検・評価に対しまして、教育委員会評価委員会、教育委員会の附属機関でございしますが、こちらの機関に御審議をいただき意見を頂戴しています。7月10日から8月7日までに3回の会議を開きまして、それぞれ3人の委員でございしますが、3人の委員で最初個別に意見を出していただいて、それを皆さんで持ち寄って協議をしていただくという方向で行いました。その意見につきましては44ページ以降にまとめてございます。

まず、点検・評価の対象と方向についてということで、対象はこれでよいのかあるいは方向はこのままでよいのかということに対して意見をいただいております。対象につきましてはこのとおりでいいという意見、2通りあるという意見をいただいております。方向につきましてはここに丸印で6点ほど掲載しておりますが、それぞれ意見をいただいております。

2つ目の は事務局の点検・評価をたたき台にして、教育委員会による点検・評価が行われているか、2者間の調整がより重要であると、大変もっともな御意見でございます。このような意見をいただいております。

下から2つ目、4つ目の丸でございしますが、点検・評価の作業に労力と時間がかかるので、それを2分割にして隔年置きに実施することはできないのかという意見もいただいております。それだけもう少し広く浅くではなくて、狭くしてもいいから各点検・評価をしてはどうかという意見をいただいております。これについても今後検討しなければいけないと思っています。

一番下の5つ目の丸印につきましては、教育委員会と学校計画の点検・評価の観点から学校の教職員の意見を聞いてそれを記述するという、これもごもっともな意見については来年度以降の点検・評価につなげていきたいと思っております。

45ページに入りますが、最後6つ目の丸としましてはパブリックコメントの対象にはなりません、町民の意見を広く聞くことが大切ではないかという意見をいただいております。広く聞くというのは評価そのものに意見を、どのように評価しているのかというのではなくて、その報告書のまとめたものについて町民からも意見を聞くべきではないかということであると考えています。

45ページ以降には点検・評価の結果に対する評価委員会からの意見、そして26件の意見をいただいております。

その中でもやはり45ページの一番下になるんですが、教育委員会の会議資料の事前配付や会議録の調整作業については、先ほどの事前調整などをしっかり行って早急に改善する必要があるという御意見もいただいております。

46ページ、47ページとそれぞれ掲載してございますが、学力向上の点につきましても会議の中で時間がとれまして御審議いただき、こちらの取り組みをさらに進めていただきたいという内容をいただいておりますし、あるいは家庭教育の問題が取り上げられました。47ページ中段でございますが、家庭教育が一層重要になってきていると、それに対する教育委員会の取り組みが見当たらないということで、それ以外の社会教育についてはまあまあできていると御意見をいただいておりますが、家庭教育、学校と家庭の連携、それらについてしっかりと行っていきたいと考えております。このような形で評価委員から意見をいただきまして、それを受けて教育委員会で協議をし、48ページ、49ページ、51ページと改善しなければいけない改善策を取りまとめたところでございます。

解決しなければいけない課題としてまず3つに分けました。1つ目は前年度から繰り越しとなっている未解決の課題、2つ目は評価委員会から指摘のあった課題、3つ目がその他改善すべき課題と分けて教育委員会としてはまとめてございます。

1点目の(1)前年度から繰り越しとなっている課題ですが、48ページにも掲載しているとおりでございます。7点ほどございます。と につきましても、改善していけないことではございませんので、しっかりと29年度から取り組んでいくという形で取り組んでいるところでございます。 につきましても、長寿命化計画を今作成してございますので、取り組み中という形です。 につきましても、研修を行った後、次年度以降あるいは今後に反映していくということですので、これも実施していきたいと思っています。 につきましても、報告書に図表化でわかりやすく表をつけるという内容でございますので、来年度以降取り組んでいきたいと思っています。 につきましても、難題でございますので、今後長期的な解決になると思います。

49ページ(2)でございますので、評価委員会から指摘のあった課題につきましても5点ほど掲載してございます。最初の のところの評価の中に、学校の教職員の意見を点検委員会に反映させていくべきではないかと。これについても次年度どのような形をとっていくか、アンケート調査で提出していただくようになるのか、意見を聞きながら教育委員会の取り組みに対する学校の先生方の評価を取り入れていきたいと思っています。 もパブリックコメントを実施する案件ではございませんが。公表した後にそれに対する意見を聞くということを行ってい

きたいと思っています。 つきましては今年度の検査、就学児健診からすぐに取り組んで実施していきたいと思っています。

50ページでございますが、学力向上の施策について具体的な記述が必要ではないかという意見でございます。これは評価委員会からの意見ですが、学力向上の取り組みについてはもっと詳しく取り組んでいく内容を記述するべきだという意見が出されています。これももっともな意見でございますので、これは改善していきたいと思っているところでございます。 つきましても、家庭と学校の連携、あるいは地域の連携について29年度以降何らかの形で今後の取り組みにつながるような取り組みをこれに対しても考えてございます。

最後に、（３）その他、改善すべき事項としまして、先ほどお話ししました就学する学校の指定する場合の保護者からの意見を聞く機会を設けるということで、社会教育の振興につなげていく社会教育振興計画を作成するということを意見を取り上げてございます。

まとめの最後でございますが、51ページには来年度以降の点検・評価に向けてということで今年度の反省も含めながら書いてございます。まず、１点目は前年度からの引き続き未解決となっている課題、積み残しのものをどんどん積み残していかないということが大切でございますので、まずは解決できる課題を平成29年度の欄に一つ一つ確実に改善していくということが最初のスタートだと思います。それから、今年度新たに取り入れますチェックシートによる点検作業ですが、これらは全ての関係法令を網羅しているとは言い切れません。ですのでこれらはもっと深く掘り下げていくということが１つと、今回点検したのは国の法律ですが、町の関係法令、町の条例であったり規則、要綱であったりそれらがしっかりと制定されているか。制定されている内容が適切か、それをきちっと守っているかというのが次の作業に入ってくるかだと思います。これにつきましてもかなりの量ではございますが、来年度以降もこれも取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。もう１点は、評価委員会からの件もありましたが、学校現場の意見をいかに反映させていくかという方向で来年度は点検・評価の作業を進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） ただいまの点検・評価及びチェックシートということで説明をいただきました。これに対して何か確認しておきたいことありますか。

橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） 順序ではないけれども、教えていただきたいと思います。

今度、理美容学校に郷土資料館つくりましたよね。あれは博物館法に基づく建物ですか。法

に基づかない建物ですか。博物館法ってわかるでしょう。博物館法に基づいている建物なのかそうでないものか。

何でそれを聞くかという、博物館法の適用によって助成をもらえる。国の助成をもらえるのだから、少なくともこちらから金出すのを、国からもらえとなれば財政的にプラスになる。ですから、博物館法に基づいてあれを建てたのか建ててないのか聞いています。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 博物館法に基づいていません。基づく、消防法とかいろいろ規制があっけますので、そういう事業を活用することも一つのメリットですが、それ以外の規制も加わってきますので、博物館法には基づいたものとしてはしていません。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） そうすると、私は町の予算と見ているんです。教育委員会の決算、あるいは一般会計の振興計画。類似市町村との対照を見ているんですけども、この町一番少ないんです、教育費というのが。一般会計に占める。だから、それは町の財政が大変だからそうなるんだろうと思うんですけども、それなら幾らでも事業の中でふやしていけば、そういうあれが出てくるわけですから、町の財政、教育委員会と運営考えるなら、何で博物館法の適用を受けないのかなと。ですから、改修に2億円かかっている。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 博物館法に基づいて整備するということによって財政的なメリットはありますが、それ以外いろいろな規制が加わってくると考えています。ですので、細かい博物館と言えるほどの面積、規模、内容としましても整備、まだそこまでいってございませんので、現段階では一つの公共施設、文化財の事務所を置いてそこで保管して展示していくというのを目指しています。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） それは、質問した意見を述べられるんですけども、できれば教育委員会の予算から見たら幾らでも教育委員会が使える金というのをふやして、そしてやるものをつくり整備してそれをもとにしてまちおこしを図るのが狙いでしょう。単なる箱ものをつくるのではなくして、もっと町民も利用する。ほかの町の人でも利用。この町を望んで来る人もふやすのが目的だと思うんです。ただ、今の状態から見れば展示するものが少ないです。少ないならばあれで博物館になるかなというくらい疑問はありますけれども、ただそれを広げていきながら教育委員会も一緒になってまちおこしをしていこうという努力をしなければだめです。

よう。もう1回聞きましょう。博物館法。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） そのとおりだと思います。ですので、先日開館させていただきましたが、郷土資料館を使ってまちづくりを行っていきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 国の博物館法もあるし、宮城県が出している博物館の利用に対するさまざまな支援もありますから、読まれて利用してください。何でも素人の私が言うんだから、本職のあなた方がしてくれないと困るんです。

次の質問に入ります。

21ページですけれども、正規の職員数が少ない原因の中には私こういうことを考えている。ことし3月、ある学校の子供が住民の意思に反して転校せざるを得なくなった、障害を持っている子供です。このことで私も呼ばれてその校長と父兄との話し合いは出席したんですけれども、少なくとも教育基本法からいったら教育を受ける側、受けるほうが決めるのであって、学校はそれは教育委員会で決めるはずでないです。教育基本法に従って。そうすれば、その父兄が6年生までこの学校にいたかったんだけれども、5年生、6年生に転校してしまった。こういう不本意なことが起きることは何かというと、この子は障害を持っている。特別支援教育が十分でないからです。そこに支援教育というものを充実していればその学校でも受けられたと思うんです。おたくのほうでは補助員と言いますが補助員は教員でないでしょう、正式な。特別支援教員いて何でそうなるのか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） その子の発達障害とかいろいろありますけれども、あくまでもその子にとって何が一番いいのか、保護者の要望等学校あるいは教育委員会が子供にとって何がいいのかということを最優先して十分話し合いをして、特別支援校に行くとかあるいは通常学級に行く子が特別支援学級に行くとか、そういった協議を十分行わせていただいております。特別支援教育支援員が足りないからその子が進む道が違うとか、そういうことは極力ないように教育委員会としてはやっているつもりでございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。今、橋本議員が行っているのはチェックシートの21ページのところです。

○10番（橋本四郎君） 特別支援教育は進めなさいよ、教育基本からいって教育を受ける者が主体であって教育をする者が主体ではないんだ。だから、昔だったらちょっと耳が遠いとか目が

不自由だとか聾学校に行ったんです。今はそうではない。それが教育基本法に従って特別支援教育というものは文科省が決めたんでしょう。それは私読んでます。

今、私、教育新聞というのをとっているんです。教育新聞にとって全国でどうかということを見ると、私は3月の議会でまた、自分の子供を自分の求めるその学校であと1年、中学に行けなかったということで抗議した父母の姿を見たときにこの町の教育、そんなにだらしのないのかとはっきり思いました。はっきりとなぜできないのか。なぜ、本人の希望入れますか、全部、じゃあ。それ入れながらやっていますか。子供、父兄がこの学校で支援受けたいんですと言ったらそういう体制でできますか、学校は。美里町の学校は。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 基本的には、町内の小中学校でお引き受けすると入学希望があれば、ぜひうちの学校で頑張ってくださいと。ただ、施設設備、例えば車椅子で起き上がれないお子さんも現にいました。ですから、そのトイレの改修とかすることにもなりますので、若干時間はかかりますと。そういった教育環境を整備しながら引き受けて、子供にとって学習しやすいように努めているところであります。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 福祉のほうでなく学校で言うから。車椅子のことなくして、ただ一般的に他の部分の支援がおくれている。動作がおくれている。そのことでかわいそうなことに問題出ている。そのこと、現実にあったわけで知らない人も多いと思うけれども、何人かこの中にいる人は知っている。例えば傍聴している人は知っています、一緒に行ったから、呼ばれたから。そういう子供さんがいるのを教育を実施するのが教育委員会の方針でしょう。教育委員会がこうして方針出す限りはこういう子供が発生しないように、どう対応していくかというところ今申し上げたことは特別支援教育が不足だと私は言いたい。なぜかという、そういう子供は支援員ができるんでない。特別支援教育という特別な教育を受けた教員しかできない。その辺の考えが違うんじゃないですか。特別支援教育と支援員違うでしょう。違いますね。

これも起きたかどうか知らないけれども、考えてください、この方針の中に。そういうことが起きないように29年度30年度に向かってやってもらわないと私、30年度から今後議員でなく町民の立場で皆さんいたところで言うようになります。そういうこと起きないようにお願いしますね。

次、いきます。今、教育の話でましたよね。私はこの間教育委員会で説明した学校の開閉問題、統合問題で出たんです。それで、2つの中学校の改修費が三十何億、こっちのほうも三十

何億、金額が似てるなと思いつつながら。皆さん方、教育委員会が出している、文科省が出している学校の長寿命化の勉強していますよね。どういうことどうしようというのか。それを読んでいないと、ただ単に自分たちだけの判断で、もう使えないだろうと、そういう判断されたら困るんです。なぜかという、町民の中に25年度のとき学校の環境問題で調査委員会を持ったときに委員になった方がいる。この辺にいます。その方が何と。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。今の橋本議員が言おうとしていることは、点検・評価のどこにあるの。ページ数。今橋本議員言わんとしていることが。（「設備改修」「何ページ」の声あり）
- 10番（橋本四郎君） 問題はそういう意見が出ているのに、それをもしそういうのがないというならば、何で今まで長寿命化を図るための対策をとらなかったんですか。やっているのは、校長室、職員室、これだけです。これらを直すビジョン。これが建物の長寿命化ではないんです。長寿命化というのは使える、骨組みをしっかりとっているというのが建物の長寿命化なんです、いいですか。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員、橋本議員の言いたいこともわからないわけじゃないんだけど、ただ今言っていることがこの中のどこにあるんですかと。（「私たちもここに参加しているんだからわかるように、ページ数教えて」「あんたたちに言うときすぐ（聴取不能）」の声あり）いやいやそこでやらないで。（「私は議長に言っている。ちゃんとわかるようにページ数を教えてくださいと言っている」「読んでみる。書いてあるから」の声あり）そこでやりとりしないでいいから。

今、21ページに施設の経年劣化がというところのことと言っているということですね。

- 10番（橋本四郎君） だから、そういう学校を金をかけないでやるというなら、何で町民には選択をとらないんですかということ。これは先ほどのあれでしょう。学校の教育の管理でしょう。管理の点検。これを一般質問すると時間ないからさ。かなり心配だから今日やるから。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長（須田政好君） 21ページに、財産の管理について基本的な教育行政の組織の運営に関する法律21条第2号に掲載されていまして、それについて昨年の結果について点検・評価を行いました。ここにもありますとおり、現状の経年劣化等を調査してそれらを今後の施設の管理に役立てていくということを書いてございます。今後、28年度で行った調査、生かしていきたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） 49ページ、評議委員会制度、私も評議員になったことあるんです。今、評議委員会の内容を調べてみると（聴取不能）ところが、法律が変わって運営協議会になりましたよね。運営協議会をつくらなければならないんでしょう。私、評議委員会とか悪いことばんばん言います。学校の教員の経験者はある会議で同じように言えないという、何ていうか、言葉をよく聞いている。自分が教員だったから。だから、むしろ地域協議会を持って地域と学校と連携していけばもっと学校の環境も学校の評価もよくなる。学校に行ってください。草に覆われている学校ありませんか。こんなにも、生徒や教師だけでできることなら使わなくても、地域の人々の協力もらいながらそういうことをやったらどうでしょう。

実は、矢祭町がある。矢祭町の教育委員長になった群馬県だかの大学の教授に気が強い人がいた。今から二十何年前。この方が直接、子供たちと接触しながら学校の教育改革（聴取不能）評議委員会のこと出てきたから評議委員会と何で変わったか聞きましょう。

- 議長（吉田眞悦君） 学校評議員のことですよ。

教育次長。

- 教育次長（須田政好君） まず、学校評議員制度が学校運営協議会制度に変わったのではありません。法律が全く別の法律で定めていますので、どちらも狙いとするのはやはり地域と学校が連携していい学校運営をするというのが狙いだと思うんです。学校運営協議会というのを立ち上げてそれに向かっていく市町村もありますし、あるいは学校評議員制度を置いて取り組んでいるところもあります。本町は学校評議員制度で取り組んでいます。ですので、学校評議員を通して学校運営をいかによくしていくかということを、今町としてやっているところでございまして、ここには会議は開いているんですが、それが実際学校運営になかなかつながっていないという評価をしています。

もし、橋本議員さんお話しされたように、学校運営協議会というのが1つの方法としてよいとなってくれば、これは教育委員会が学校を指定して学校ごとにつくっていきますから、そのようなことも今後検討していきたいと思います。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） 学校運営協議会というのものをつくって運営してもらって、評議員会との最初に言うならわかるんです。運営協議会がなぜだめだという理由があるんです。評議委員会のほうがいいという。経験もないし。あれ、（聴取不能）憲法にあるんだよ。多くの意見を聞こう。多くの意見を聞くのは必要じゃないか。そのため説明会しているんでしょう。学校の中で評議委員会のこと騒いでいるなら、法律が改正になって地域、学校の運営協議会をつ

くってもいいですよとなったら何でそれ利用しないんです。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 学校評議員制度は教育委員会でやっているんですけれども、実態は各学校からこの方々を学校の評議員にお願いしたいんですけれどもいかがでしょうかと、教育委員会に申し出があります。教育委員会では学校でこういう方々を推薦するのであればいいでしょうということで、教育委員会をお願いして毎年、学校評議員の方々は基本的には1年ということでやっていただいております。それで、各学校で学期ごと年2回かあるいは3回ぐらい評議員会を開いて、学校でこういうことをやっていますといろいろ説明をして、それについて御意見をいただきます。それに基づいて学校に改善を図れるものは改善を図っていくと。

ただ、学校運営協議会となるとまた違うんですね。学校の運営そのものについて協議をしていく、全く別のものでありまして、現時点では美里町では学校評議員制度でそれぞれ学校を運営といいますか、外部からの評価をいただきながらやっていくと。

もちろん、外部評価というものもございます。PTAとかは内部評価でありまして学校の外部評価につきましては新たにメンバーをお願いしてつくるといふ、先進的なスタイルがありますが、今近隣の学校でも評議員の方々プラスアルファで外部評価などしていただいて、学校の安定、改善に結びつけていく。ですから、現在の時点での学校評議員制度で各学校で十分地域の方々の経験なども運営などに生かしているのかなと思っています。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） また調べて、できれば一般質問ではしたくないけれども、機会をみながらやります。

最後の質問します。この学校、この町の学校の子供たちのテストは、宮城県でもマイナスですよ。もちろん全国的にも下。上げる方法に私がさっきの教育新聞なんかによると、わざわざ鹿児島県から秋田県まで行って教員の派遣をしながら秋田県の要素を勉強しているということ調べている。そういうことをして教員の質を上げる必要はないんですか。こういうことは皆頭悪くて、教員はいいんだけど子供が悪い、どっちなのでしょう。少なくとも、そういう教員、教えに携わる人がもっと知識を広げて子供の教育に対して関心、取り組みできるような体制をつくるためにはほかの学校を学ばなければだめでしょう。秋田県に行って研修。これやっている。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 今、橋本議員に御指摘受けた基礎学力の向上については教育委員会

も大きな課題として認識しています。今、教員を他県、いろいろなところに出張して研修を含めて子供の教育に役立てるべきだというお話だと思いますが、美里町としてはまだ1回なんですけれども、秋田県の指導主事を招いて秋田県ではこういうふうに行っているというアドバイスをいただいて、研修を受けているところであります。教員を他県に出すというのは県職員でするので、これは教育委員会として県にお願いするのは何らできないわけではありませんが、ただ要望としては県にそういった要望は出せますが、出張命令等でちょっと専有できませんので、ただ子供たちの学力向上についていろいろな手法、他県のやっている状況、情報を取り入れながら着実にやっていかなければいけないなと思っております。（「後ほど議会でまた聞きます。いいです」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。

大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 昨年も言ったんですが、評価委員の方々、その人たちの識見によって評価していただいているわけなんです、前は名前載っていたものが載らない。去年も同じようなこと言ったんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 完全に失念していました。済みません。去年もここで御指摘受けて、最終的には載せました。委員の方は昨年と同じ方で4月から再任でお願いしてございます。大変申しわけないです。23日に教育委員会で最終決定しますので、そのときにはきちとした形で載せていきたいと思っております。大変申しわけないです。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） その評価委員の方々は何年やられておりますか。評価をしていただく方々の捉え方だと思うんですが、ベテランの方がやれば恐らくスムーズにいくんだろうと思うんだけど、やはり評価委員の人たちがかわることによってその人たちの識見も変わってくるんだろうと。そういった観点から言えば、ある程度の年齢によってかわっていったほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 今お願いしています3人の委員につきましては、平成26年8月1日から28年4月31日までで3年間お願いしました。その後、任期を4月1日から3月に合わせるということで、その期間委嘱しませんで、ことし29年4月1日から委嘱させていただいております。

今回、皆さんにおきましては2年間経験して3年目ということでございます。最初の2年間にしましては委員長を行われた方がかわりまして、ことしからは違う委員の方に会長をお願いしているということでございます。

今、御意見いただきましたように、同じ方が長く続けることのいい面もあればまた弊害も出てきますので、今後人選の中では考慮していきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 前年度の課題の改善状況が改善されていないという部分がかなり出ているわけですが、根本的な原因は何と考えていますか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 我々事務局職員の甘さもあると思います。

もう一つ、やはり意識がしっかりと課題として取り上げたことによって、もう少し意識を高めて改善していきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 1つには人的な問題があるのかなと。業務等に対して人員が少ないと言われるのかなと思ったんですが、そうでもないようですし、それからもう一つが行政改革大綱の中にも内部統制という言葉が出ておりますが、その辺についての検討はどうなっているのか。1つには、教育委員会の関係ある失念しているという部分なので最近たまたま出ているということなんでしょう、それまでの内部の中でのチェックが働いていないとか、そういう部分も点検・評価に絡めた形のなかであるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 言いわけになるかもしれませんが、自己点検・評価の手法なんですけれども、話がずれるかもしれませんが、ことしで3つ目のパターンに、今回で。前は、スタートしたころは学校でのいろいろな取り組んだことを教育委員会の評価観点、2回目は総合計画に基づいてチェック。今回は地教行法、それに基づいての自己点検・評価。確かに、教育行政、進める上で19項目がここにありますが、改めて点検・評価というのは大変なんだなというのを認識しながらやっていますけれども、今後子供たちのためにどうあるべきかということをお大前提として、我々、教育行政、事務局の職員もやっていますが、教育委員会でさらにその辺を協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 内部統制が1つの点検・評価の対象項目、するべきかなと思ってい

ます。それで、内部統制として言葉はありますけれども、実際日ごろ我々がどのような体制で内部統制を行っているかということが本当に明確に答えられない部分もございますので、点検・評価を通してどの部分をどのようにチェックをかけていくのかというのは、これからしっかりつくっていききたいと思います。来年の点検・評価の項目にですね。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 大橋議員が言われた内部統制ということは、教育委員会にある、町長の事務部局にもありますけれども、恐らく評価というのは内部統制がしっかり行われているかどうかというのをチェックしているんだと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） だから、課題の改善状況が改善されていないという項目がある。そして29年度に向けても改善していかなきゃ。そのためにはどうしたらいいか。人的配置が足りないのか、それとも内部統制によってそれが改善されていくのかどうかなのかという。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 改善させるために職員の数が足りないとか、そういうことで済む問題もあるでしょうけれども、まずは職員の数、ただ単に数の問題なのかということと、専門性を有しているものであれば専門性のない人をそこに配置しても余り意味がない。ですから、その課題の解決のためには、まず職員というか人、職員という形にすれば、数なのか質なのか専門性なのかということと、それから当然お金のかかるのが全てですから、そのお金をどうやって調達するか。

ですから、それは計画的に、人の問題は多分すぐにでもやらないと間に合わない。しかし、施設設備については多少経年劣化しているものは大分ありますから、余り悠長なことは言っていられないですけども、状況によっては少し時間を、計画的に修繕なりやるときは少し半年、1年なり修繕なり解消するという機会はとれるんだろうという。そこを計画をつくる時点においていつまでにそれをやらなきゃいけないのかということを決めなきゃいけない。それが簡単にここに言えば、それをきちっと試算、建物の設備は試算のほうだし、業務もやらなきゃいけないなら、きちっとその方向性とかあれば人の配置は早目にチェックしないといけない。その仕分けをしてきちっと計画を立てるということが多分大事なんだと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 質問の仕方が悪かったんだけど、例えば今言ったような学校施設の管理であったり、幼稚園の正職員の数の充実といった部分とまた別に、それはそれとして、

そうじゃない陰になる会議録の、会議資料の事前配付であったり、会議録の承認を求めるといったことが、例えば何ていったらいいのか、事務に追われてできなかったのか、意識としてしなかったのか。そういった改善の方策として内部統制なりの問題というのがあるのかということとです。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） 教育委員会の会議については、内部統制ができていなかったというのが事実です。ですので、先ほどお話ししましたように、きちんと事務のフローをつくって会議があったらその次の日には何をするか、会議があったら会議録をすぐに議事録センターに送るということが必要です。それが1週間おくれたらすぐおくれますので、送って戻ってきたら内部チェックするということを3日でやるのか。そして教育委員会に出すというきちんとしたフローをつくって、できることなのですけれども、それを後回し後回しにするとたまってしまふという状況になりますので、あくまでも内部統制がなっていないだったので、今回次の定例会で承認を受けるというのもできませんでしたし、今回もかなり時間がかかったと思います。

それから、会議資料につきましても、次の案件をどのような形で諮っていくかというのを前もって準備できますので、それを早目にすれば事前配付も可能になってきます。しかし、ものによっては当日しか配付できない資料だったりあるいは秘密会議の資料は当日ですので、多くのものが自分たちのきちんとした仕事の内部管理、業務管理していけば可能な部分でございます。

この2つについては29年度しっかり内部統制をして、改善していきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 例えば会議でも、教育委員会ならず町長の部局もありますけれども、自分たちの事務の執行ぐあいによって会議を開くというのではなくて定例であったらもう何日に、毎月なら毎月何日に開きますよと、原則。そしたらそれに合わせて仕事やらなきゃないんですかということを言っている。それが、事務の進捗状況に合わせて会議を開くものだから、間延びしていくわけですよ、恐らく。多分、そのやり方だと思いますね。今の仕事のやり方。

それを（「俺、その仕事のやり方聞いても、教育委員会との問題にならないんだけれども」の声あり）定例の何日というのを定例日を決めておいてそれに向かって仕事をする。極力それに合わせてそのような決定をしたい、あるいはしていただきたい事項というのを詰めていって、それに乗かって資料とかを下調べして会議にかけて、できるだけ会議の中で多くとは言いませんけれども、決定をしていただきたいという形に持っていくべきなんではないかと私は思い

ます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） そうすると、そういった仕事のあり方で大分改善されるところはとっていいわけですね。

もう一つ、先ほどから出ている学校評議員の関係なんですけれども、この評価が学校評議員の関係。何回開いたかが問題じゃなくて、それは目標だから3回開かなきゃならないというのがあると思うんだけど、これは常任委員会でも分科会でも地域に開かれた学校づくりを広げる、進めるためにという状況もあるんだけど、唯一学校外というか地域との部分が意見が学校に反映されたり、意見の聴取の場であったり、常任委員会でも何回もこれは内容を公表するべきでないかというのは、教育委員会の分科会審査で出されていることなのね。

これを公表していくことが物すごく重要だと思うんです。地域の意見も学校が取り入れるあるいはその集約が教育委員会として今地域がどう考えているんだというのが集約できるんじゃないか。そういう意味での公表していかなかったら、回数だけの問題でこれを評価していったら物すごく意味のないものになってしまうだろうかという。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） まさにおっしゃるとおりだったと思います。かなりの（聴取不能）から28年度、町民、各学校からこういう内容のお話をいただきました。会議の内容を全部教育委員会に持ってきてまして、教育委員会の報告事項ということで評議委員会の話しをしています。今、大橋議員さんが言われたようにその後どこまでお知らせするかについては早速教育委員会でも検討させていただき、ぜひ、地域に開かれた学校、地域のいろんなものを取り入れるという考え方を進めさせていきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） 27ページ、11学校給食に関することなんですけれども、点検・評価の中に学校の給食、食育の教育はどうだったのかという部分については一切書かれていないんですけども、常任委員会としても地場産品のふやすべきでないかということを提言しておりますので、その点について意識づけで取り上げていかないとなかなか取り組みは持てないと思うんですが、その点はどのように今後考えていくのか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長（須田政好君） ただいまの福田議員から御意見いただきましたが、これまでの経年のデータがありますので、次年度以降これをグラフ化して載せていきたいと思います。次年度

以降取り組みます。

- 議長（吉田眞悦君） ほかに。いいんだね、これでね。

柳田議員。

- 4番（柳田政喜君） 別紙の資料なのですがけれども、バツのところの4カ所だと思うのですが、1点は了解しましたけれども、1点は何でこんなこと起きるのかということで、1年間放っておいたとありますけれども、8ページのところなんですけれども、今度私のほうから確認させてもらうのですが、中埴小学校のプールについては校舎から離れた別の敷地にあり管理上から良好な状態とは言えないことの対策として、廃止して北浦小学校のプールに行くということで改善されましたとありますけれども、中埴小学校のプールと不動堂中学校のプールに関しましては実際に使用できなくなったものが敷地内にあると、敷地外にも。別の敷地にあるということなんですけれども、これは管理上問題あれば当然処分するべきと。どのようなことでしょうか。

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。

- 教育次長（須田政好君） 中埴小学校のプール、それから前の給食棟、グラウンドの敷地等も含めまして町長に早急に返却する手続きを行っています。給食棟と中埴小学校のプールの補助金というのも今調べてございますので、補助金の年限は切れているとは思いますが、それも調べて早急に町長に返しまして、町長のほうで対応していただくということになっております。

（「不動堂中学校は」の声あり）

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。

- 教育次長（須田政好君） 今、進めています中学校再編整備の中で、それぞれの校舎、附属するものもあるかと思います。そちらが再編と同時に合わせたほうが財源的に有利な面が出てきますので、そちらで考えていきたいと思います。

- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

- 4番（柳田政喜君） そうだとすれば、バツが改善されてバツがなくなるわけではなくて、その2点に関しては小学校、中学校に関してはバツは残ります。

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。

- 教育次長（須田政好君） 中埴小学校の場合は使っていながら無人状態ということですので、プールの水が張って誰もいないところにまた次の日あけるということになりますので、それでは管理上うまくないと。不動堂中学校のプールについては水を張っていませんので管理上使用もしていませんし特に問題ないのかなという気がします。

- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） 良好な状態を保てということ、それだけです。使わなくなったものを残しておいてはだめでしょうということです。
- 議長（吉田眞悦君） 意見としてね。ほかに。

千葉議員。

- 1番（千葉一男君） 51ページの中に、さっき説明の中で国の法令と町の法令の話がありました。この文書から見て、現実には行政法と共通を求めていますので、こういうところに何か疑問があるとやはり心配なわけですね。だから、管理についても含めて、ほかも同じだと思うんです。具体的に来年からチェック入れるとすると、どういうふうに考えながらこれを進めるのか。

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長（須田政好君） 自分たちの誤りを自分たちで探していくという形になるわけですが、自分たちが今行っている法律は正しいのか、条例や規則ですが、制定しているものは正しいのか自分たちでチェックしていくと。誤りに気づけばすぐに直していくということで、この項目を来年からは点検のシートで取り上げて運用していきたいとは考えました。

ただ、かなりの量になるかとは思いますので、その辺につきましては2年に分けて最初は条例だけ行うとか、少し期間をかけながらやらなくていけないと思っています。

- 議長（吉田眞悦君） 千葉議員。
- 1番（千葉一男君） 気迫だけではなかなか難しいと思うんです。どういう管理の仕組みにしていくかということ、最適化に標準化しながらやっていかないと、安定したものにならないと思うんです。基本的には法令に従ってやる部分です、行政は。そのこのところにもしそこがあったりすると事務処理に相当大的な影響が出るわけですね、基本的には。その結果、町民に対するサービスにも影響があるかと思えますから、ここで結論ということではなくてどうやって安定させて維持していけるかということも含めて、お願いしたいなと。それだけです。

- 議長（吉田眞悦君） ほかに。いいですね。（「はい」の声あり）

3点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書案については以上とします。なお、先ほどの失念したということでしたけれども、実際本編として出す部分についてはきちんとそれを行うように。

暫時休憩します。

再開は午後3時といたします。

午後 2 時 4 9 分 休憩

午後 2 時 5 8 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 全員お揃いですので再開いたします。

本日 4 点目、国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについてに入ります。

総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項 4 点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに町民生活課長、後藤康博でございます。

- 町民生活課長（後藤康博君） よろしくお願いいいたします。

- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、町民生活課国保年金係長、佐藤千賀子でございます。

- 町民生活課国保年金係長（佐藤千賀子君） 佐藤です。よろしくお願いします。

- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、税務課長、及川 一でございます。

- 税務課長（及川 一君） よろしくお願います。

- 総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。よろしくお願いします。

- 議長（吉田眞悦君） それでは説明をお願いします。

佐藤係長。

- 町民生活課国保年金係長（佐藤千賀子君） 国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについて御説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

まず、1 ページの 1、国民健康保険都道府県単位化についてをござんください。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律（平成27年法律第38号）が平成27年 5 月29日に公布され、平成30年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営を担うことになります。

詳細につきましては、2 ページ資料 1 をござんください。

現行の国民健康保険事業は、市町村が個別に運営を行っておりました。国民健康保険制度は、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く国民健康保険税の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多いなどの構造的な課題を抱えておりました。国民健康保険制度を将来にわたって維持するために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険事業の運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ってまいります。

続きまして、1 ページにお戻りいただきまして、2 都道府県単位化開始後の都道府県と市町村の役割について御説明申し上げます。

こちらは、都道府県単位化開始後の都道府県及び市町村に係る国民健康保険の運営のあり方についてお示ししたものでございます。左側から区分、都道府県の役割、市町村の役割の順に記載しております。

1、財政運営につきまして、都道府県は先ほど御説明申し上げましたとおり、財政運営の責任主体となります。市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の決定並びに財政安定化基金の設置及び運営を行います。市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付いたします。

2、保険料の決定、賦課徴収につきまして、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を算定し公表いたします。この標準保険料率の算定、公表を行うことで将来的な保険料負担の平準化を進め、また標準的な住民負担の見える化を行い、宮城県内の市町村間で比較ができるようになります。市町村は都道府県が算定し公表した標準保険料率を参考に、国民健康保険税における案分率を決定いたします。また、これまでどおり賦課徴収を行います。

参考までに申し上げますと、仙台市は国民健康保険料、仙台市以外の市町村は国民健康保険税を採用しております。

3、資格管理につきまして都道府県は国民健康保険運営方針に基づき事務の効率化、標準化及び広域化を推進いたします。市町村は引き続き資格管理を行います。

4、保険給付につきまして、都道府県は給付に必要な費用を全額市町村へ支払います。市町村は引き続き保険給付の決定を行います。

5、保険事業につきまして都道府県は市町村に対し必要な助言及び支援を行います。市町村は引き続き特定健診、各種健診等の保険事業を実施いたします。

6、保険給付、保険事業以外につきまして保険事業と同様に市町村に対し必要な助言及び支援を行います。市町村は出産育児一時金及び葬祭費を支給いたします。

続きまして、1 ページの3、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の決定について御説明申し上げます。これ以降は国民健康保険事業費納付金を納付金と表現させていただきます。

3 ページ、資料2 をごらんください。

資料2 は、1 ページ3 に記載しております内容を図としてあらわしたものでございます。資料2 に沿って御説明申し上げます。

都道府県は納付金及び市町村ごとの保険料率を算定するに当たり、都道府県全体で保険給付費がどの程度必要なのか計算を行います。これが保険料収納必要総額です。そこから都道府県

に入る公費等を差し引きますと、都道府県全体の納付金総額が算出されます。都道府県全体の納付金総額に市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して算定した割合を乗じて、市町村ごとの納付金が算出されます。ここまでの説明についてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

市町村ごとの納付金から、保険事業及び出産育児一時金と葬祭費分を足し、直接市町村に入る公費等を差し引きますと、市町村が集める保険料の総額である標準保険料算出総額が求められます。そこから都道府県で決めました標準収納率で割り戻しますと、市町村ごとの標準保険料率が算出されます。

こちらの資料2の図は、標準保険料率算出までの過程を簡略にまとめたものでございます。実際の算出は、計算式及び加算、減算等もう少し細かい調整が行われます。現時点では、具体的な数字をお示しできないことを申し添えさせていただきます。また、ただいま御説明申し上げました納付金及び標準保険料率は、平成30年1月に公表される予定であります。

続きまして、4ページ資料3、国庫保険料の賦課徴収の仕組み、イメージについて御説明申し上げます。こちらの図は、都道府県から市町村に対し納付金及び標準保険料率の提示がされてから市町村が都道府県に納付金を支払うまでの流れが記載されてございます。

まず、都道府県は市町村に対し市町村ごとの納付金を決定いたします。また、市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を提示いたします。次に、市町村は都道府県から提示された標準保険料率を参考にして国民健康保険税における案分率を決定し、住民の方に対し賦課徴収を行います。住民の方から徴収いたしました国民健康保険税を財源として、市町村は納付金を市町村にお支払いいたします。

最後に1ページにお戻りいただきまして、4市町村の主な今後のスケジュールについて御説明申し上げます。平成29年9月から11月にかけて、国民健康保険システムの改修を行う予定でございます。平成30年2月に町の広報紙やホームページを利用して住民の方への制度の周知を予定しております。平成30年3月に平成30年度国民健康保険特別会計当初予算案を上程いたします。また、市町村国民健康保険税における案分率の決定を行います。条例の改正については、現時点におきまして詳細が示されておりませんが、必要に応じて行ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田眞悦君） 税務課長さんは何もない、いいんだね。

それでは、国民健康保険都道府県単位化におけるということで説明いただきました。この件について確認等しておきたいことがあれば。

福田議員。

- 2 番（福田淑子君） 3 ページの資料 2、この四角に入っている中で額とか数字について、今現在でわかっている数字を教えてください。
- 議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） 現時点での数字、率ということでございますけれども、まだ明確な数字はわかっておりません。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- 2 番（福田淑子君） いつはつきりするんですか。
- 議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） あくまでも予定でございますけれども、宮城県からは12月に納付金、標準保険料を示される予定でございます。その時点になりますと、はっきりした試算をして数字まで算出可能と考えてございます。12月ですね。1月ですね。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- 2 番（福田淑子君） 1 月にならないと全部金額がはっきりしない。そして町民に対して示すことが、当然大変な状況だと思うんですけれども、2 月から制度の周知。このとき一番住民が不安になるのはじゃあ自分の保険で幾らになるのか、それが一番不安になるんだと思うんです。一番わかっているのは決定するのは3月で、通知、まず住民にやらなきゃならない。事務的に本当に間に合うんですか。

あと、町民の不安解消、どのように考えていますか。

- 議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） 議員おっしゃるとおり、日程的には大変きついものがございます。ただ、国県、そうした事情がありましてどうしても1月にならないと公表されないという予定でありますので、それを踏まえて試算なり住民の周知徹底を図っていきたいと考えてございます。大変日程的には厳しい状況でございます。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- 2 番（福田淑子君） そういう声を各自治体でやはり上げていかないと。全部国の言いなり、県の言いなりでは、職員も大変だし、また町民にとっても不安材料が毎年来るので声を上げていくということも私は、一番大事だと思います。
- 議長（吉田眞悦君） 町長。
- 町長（相澤清一君） 今回、このような形になりまして本当に不安でいっぱいでございます。

今度町村会がありましたときにはその辺、その他の部分になりますけれども、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 今のに関連しまして、3ページになりますけれども、県に入る公費、3年間の総額が示されているかと思います。1,700億円の公費。国の総額だけはわかる。3カ年の総額なのかな。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 議員おっしゃる公費でございますけれども、3,400億円。それは財政支援であって、あくまでも公費ではございません。国が都道府県化に際して財政支援をするということで3,400億円を支援するという内容でございます。

ここで言っている公費というのは、国庫補助金、負担金、そういったものが現在も入っておりますけれども、その部分を公費と呼んでおります。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） さっきの1,700億円の2倍で3,400億円。これはそうすると常時県に入ってくる金じゃなくて、履行時期の事務経費的な考え方と私、受けとめたんです。

言ってみれば、県に入る公費がこれによって国、ふえて小さな自治体の負担が少しでも軽減されるほうに入る意味でこれが入ってくるのか。そう考えたんだけど、そうでもないように思うので、その辺の考え方。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 現在でも、国から国庫負担金あるいは療養給付費等負担金、高額医療共同負担金、そういういったものが入ってきておりますけれども、それは全て公費という意味ですね、大枠で捉えております。

国庫補助金、財政調整交付金、療養給付費等交付金、これは社会保険診療報酬基金から入ってくるんですけれども、そのほかに前期高齢交付金といったものが全て公費といったことで、今は各市町村に入っている部分は合併後、都道府県化後は全て1本で県に入るという仕組みでございます。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） ここに書かれているのは国の支出だといえ、今までと余り変わらないと。これによって、新たにさっきの3,400億円というのは県が基金入れるための呼び水だと。全体の各自治体に対する恩恵はこれによっては考えられないと考えていいんだね。

- 議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） 財政支援というのは平成30年4月から支援されるのではなくて現在もその半分、1,700億円が国から各市町村に財政支援という格好で来ています。ただ、平成30年からは都道府県制度が始まるということで、2倍の3,400億円が財政支援されるということでございます。そういう仕組みになってございます。
- 議長（吉田眞悦君） 我妻議員。
- 8番（我妻 薫君） なぜそう聞いたかというのは、小さい苦しい自治体が少しでも軽減されればいいんだけど、結局保険税は県が示されている保険税率で、標準とは言いながらも各自治体ごとに換算されておられるわけだから、基本的には今までと変わらないという感じでいいのね。
- 議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） かかる経費、医療費とかそういったものは何ら変化はないです。逆に被保険者は減っているんですけども、医療費は一向に下がらないという状況は今後も継続するということです、その辺は議員おっしゃるとおりです。
- 議長（吉田眞悦君） 我妻議員。
- 8番（我妻 薫君） というのは、県1本になって所得の何かあったよね、所得水準を考慮してというのが3番目にあって、そうすると大都市部なんかのある程度所得水準が高いところ、それなんかが標準にされて、低いところは少し軽減されるというのが我々が望んでいる一体化なのね。そういうのには当面今の時点では見込めないということ。
- 議長（吉田眞悦君） 課長。
- 町民生活課長（後藤康博君） 都道府県化の1つの目標は、県内どこに住所を置いても同じ保険料を支払うという目標を持っていますけれども、それは平成30年4月からは一気に到底達成できないという状況でございます。それを将来、何年かそこまでは申し上げられませんが、将来的には統一するといううたい文句といいますか、大きな目標を掲げて統一化をするということでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 我妻議員。
- 8番（我妻 薫君） 金の流れを見ると、国保連に対して直接今までやっていた金の流れが県を通してこうなる、迂回するような流れになるような保険給付の交付と保険料上げるのと、これが直接つくれる。さっき言った県から国のいろいろな交付金なんかは県から国から県を通してきたと思うけれども、基本的な流れが今度迂回する形になる。それによって、県の組織と金

の流れと一緒に事務の流れがさらに、現場からしたらふえるんじゃないかなと心配しているんだけど、そういうことはないですか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 議員がおっしゃるとおり、事務的にはそんなに変わらないと我々も考えてございます。全てが県で統一化して標準化するわけじゃないですね。あくまでも、財政だけを県が担当するということで、その賦課徴収、保険事業、資格の喪失、そういったのは従来どおり市町村が担うということでございますので、一つの例として後期高齢のような連合会組織ではなくてあくまでも県も保険者の一員として参加するという形態でございますので、財政だけを県が担うということで、そういう格好にはなりますけれども、事務的には減らないと考えております。

○8番（我妻 薫君） 私は逆にふえるんじゃないかと心配している。今まで直接国保連合会とのやりとりで済んでいるのが県を通して、さっきの標準税率だって県が決めるためにはこっちから今の資料もやりとりもしなくてない、決めてから県からおろしてくる。今まで直接国保連合会とのやりとりで済んだやつが、もっと事務がふえるんじゃないかと心配している。その心配はないですかと言っている。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 議員さんおっしゃるとおり、それは我々も大分心配というか危惧している点でございます。その辺は当然、事務がふえると思いますけれども、実際に来年4月からスタートしてみないとわかりませんが、その辺は大分心配してございます。

○議長（吉田眞悦君） そのおそれもあるってということね。

いいですか。

山岸議員。

○12番（山岸三男君） 1ページ、4市町村の今後の主なスケジュールという、先ほど福田議員言ったように、平成30年2月に町の広報紙が住民への周知をする。2月ということは、先ほど期間的に非常に厳しいという答弁がありましたけれども、今まだ8月ですから、ことし中に美里町の広報紙を使って予告という形で町民への周知みたいなことはできないのか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 議員さんおっしゃるとおり、住民の方も大分心配しているというか、どのように制度が改正になるかということで、大分心配というか興味を持っていますので、2月と言わずにもっと前倒しで、例えば10月か11月ごろに制度の概略程度ぐらいは広報紙

等で啓発したいということは十分可能でございます。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今、課長が答弁されたのであれば、一番は税金関係、突然上がったとか下がったとか届いて初めて気づくというのが現実なんですよね。去年と違うとか、何だか減らされたとかいろいろあるので、それはある程度事前の情報とか知らせることによって、この間ああいうふうに言っていたなあってわかるんですよね。それで町民、住民が不安だけでなくで反発だとかクレームとかの様子も見れるという面があるので、ぜひ課長答弁したように10月とか12月でも少し予告の美里町広報で知らせていただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 確認したいんですけれども、今国保連合会なんですけれども、保険料率の賦課徴収、この図面にはないんだけれどもどういう関係、位置になるのか。県が委託するの、国保連合会。

○議長（吉田眞悦君） 国保連合会ね。

町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 平成30年4月からの都道府県化には、国保連合会は従前どおりの関係といたしますが、あくまでも納付金、保険税率は県から示されるものであって、連合会から示されるものではないですので、連合会の組織自体はそのまま継続いたします。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） どのような仕事、内容なんですか。同じなんですか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） レセプトってありますよね、診療報酬。その審査を宮城県の全市町村で第1審査ということで点検していただいております。そういう関係は今後も継続するというような予定でございます。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 国保連合会は従前の経営と同じということでもいいんですか。内容は変わらないんだね。（「はい」の声あり）いいです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） お願ひがあります。

印刷する場合、私は拡大鏡をかけています。老眼鏡でないんです。よく言われるのが、字が細いんです。例えば1ページの字だと部分的によってはよく見えないです。2ページ、3ペー

ジだといろんな字があって、太くなる、太字になる。もう一つは３ページの網かけ、これ網かけでなくして太字にするとか色つけるようにしてください。

はっきり言うと、今のコウホウシっていうけれども、ごんべんの広報誌ではだめなんですよ。なぜなら余り内容が多過ぎて読まない。広報誌読まない。１カ月に１回でしょう。今まで２回だったのに。今まで２０ページ、２３ページか２４ページになった。よく読まない。読んでもらって理解してもらうためにはごんべんでなくいとへんである広報紙、別につくるんだと、私、考えたのですけれども。やめにしてくれるように、今の広報誌使うのだから、やめにしてくれ。私のほうの集落にはいとへんの広報紙を使ってください。今言った希望としては、少しわかりやすく、あるいは色を使ったりとかそういうもので出してもらうことを希望します。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですか。

副議長。

○１５番（平吹俊雄君） 内容的には県下統一の内容だと思うのですが、４ページの資料３に納付金の決定、そして納付金の支払われるわけですが、この中で住民が市町村に支払うのでありますが、その前に未納者が出てくると思うのですが、その場合の未納に関しての県の指導とか対策とか、そういうところまではお話をしているのでしょうか。これ見ると、未納者、町としては。県ばかりで。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 今、都道府県化に向けて国保の担当者が組織しております収納対策強化について今協議してございます。メンバーは市町の税務課職員でございます。収納対策について現在協議している段階で、さらなる収納強化を目指して協議している段階ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 副議長。

○１５番（平吹俊雄君） やはり、全国的にそういうことがあるので、県も含めた中でこの辺を強く要望していただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですね。

それでは、４点目、国民健康保険都道府県単位化における美里町の今後のスケジュールについてを終わります。

この際暫時休憩いたします。

再開は３時４０分。５分休憩します。

午後３時３４分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 最後、5 点目、第 3 次美里町行政改革大綱を定めたことについて。

総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項 5 点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに総務課長補佐、高橋憲彦でございます。

- 総務課長補佐（高橋憲彦君） 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、総務課長、伊勢 聡です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 説明は誰かな。

総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） それではお配りいたしております資料、第 3 次美里町行政改革大綱についての 1 ページから順に御説明申し上げます。

まず、はじめにでございます。本町は、これまで平成 19 年 2 月に行政改革大綱を、その後平成 24 年 4 月に第 2 次行政改革大綱をそれぞれ策定し、行政改革に取り組んでまいりました。

資料 1 ページ上段に記載の開かれた公正で透明性の高い行政システムの確立を初め、7 つの項目を柱として行政改革を推進してまいりました。

しかしながら、主要項目の取り組み状況を見ますと、約半数の取り組み目標は未達成となっております。このことにつきましては、進行管理を担当部長任せにし、組織的に進行管理をしてこなかったことが原因であると深く反省をしているところでございます。今後は、組織としてしっかり進行管理を行ってまいり所存でございます。

次に、基本理念からの説明につきましては、課長補佐高橋から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田眞悦君） 課長補佐。

- 総務課長補佐（高橋憲彦君） それでは、私から基本方針以下説明をさせていただきます。

大変申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

基本理念、こちらに記載のとおりでございますが、危機意識を持って限られた資源を有効かつ効率的に活用し、社会経済情勢の変化に対応できる行政組織への転換を基本理念として記載させていただきました。

次に、基本方針でございます。これまでの第 2 次大綱においては、先ほど課長からお話が

あったとおり7つの柱として主要項目がございました。近年の町を取り巻く状況から、行政改革として取り組む方向性を若干見直しをいたしまして財政基盤の強化、行政サービスの質の向上、社会情勢等の変化に対応した行政サービスと公民連携という、新たに3つの柱に整理いたしました。こちらにつきましてはそれぞれの項目で説明させていただいておりますとおり、今回基本方針として定めさせていただきました。

次に 計画期間でございます。こちらにつきましては、これまでの第2次大綱と同じく平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間といたしました。

続いて、 の実施方法でございます。こちらにつきましても、第2次大綱と同じく毎年度実施計画を作成しまして次に取り組み成果の検証を毎年度行います。それらを実施計画及び成果の公表ということで公表してまいることになっております。

続きまして、 取り組み主要項目でございます。こちらにつきましては、先ほどお話しさせていただきました基本方針の3つの柱ごとに各取り組み項目を列挙いたしております。さらに今回この中でも重点的に取り組むものと継続して取り組むものと、大きく2つに分けております。

重点的に取り組むものとして、財政基盤の強化ということで一番上に示させていただいておりますが、(1)町税等収納率の向上及び租税教育(2)未利用地の売却及び活用(3)公共施設の使用料等受益者負担の見直し(4)広告収入等の確保ということで4つの項目について取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、2番目の行政サービスの質の向上では(1)全庁的な内部統制の構築、(2)事務事業、施設管理の民間手法の推進、(3)専門的な知識経験を有する人材の活用と職員の質の向上ということでこの3つの項目に取り組んでまいります。

3番の社会情勢等の変化に対応した行政サービスと公民連携ということで、行政需要の把握とその対応ということで近年取り沙汰されております各種諸問題について素早く対応できるよう取り組んでまいります。

続きまして、大綱5ページになりますが、継続して取り組むものということで第2次大綱から継続して達成していないもの、達成しているもの、その中でも継続して取り組むものということで4番として改善しながら計画するというので列挙しております。

こちらにつきましては、(1)職員研修の計画的な実行から、7ページ目、(17)電子自治体の推進ということで17項目について取り組んでまいります。

以上、重点的に取り組むものと継続して取り組むものを足して、合計25項目について今後取

り組んでいくものとなります。

以上で、第3次美里町行政改革大綱の内容については説明を終わらせていただきますが、引き続きまして第3次行政改革大綱の中で重点的に取り組むものの1つであります、大綱4ページにも記載しておりました全庁的な内部統制の構築につきまして補足説明をさせていただきます。こちらにつきましては、別にA4サイズ1枚の参考資料をお配りしておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、全庁的な内部統制の構築についてということで記載しておりますが、今大綱の策定に当たりまして、組織全体の質を向上させるために内部統制の構築が必要であるということで先ほど説明させていただきました。こちらに新たにに取り組むことといたしましたのは、時期を同じくして6月9日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、都道府県知事及び指定都市の首長はこれの基づき内部統制に必要な体制を整備することが義務づけられております。その他の市町村については努力義務となっておりますが、本町におきましては平成30年度上半期までにその内部統制に係る組織体制について完了したいと考えてございます。

内部統制につきましては、先ほど大綱の中でも若干説明しておりますが、こちらについても補足で説明しております。組織内で業務を適切に進めるためのルールづくりとして組織内の全員がそのルールに基づいて業務を遂行するプロセスとなっております。

続きまして、内部統制の構築に向けた業務リスクの洗い出しについてということになりますが、こちらについては内部統制の業務リスク、内部統制の構築に当たりまして最も重要となってくるのが業務リスクの洗い出しということになっております。これを業務リスクマネジメントとして取り組んでPDCAサイクルによって繰り返し改善していきますということで、こちらに記載しておりますが、まず業務リスクの洗い出しを行います。その後、職員、業務リスクの洗い出しにつきましては職員一人一人が業務の中で抱えている、また想定されるリスクを洗い出して、全ての職員が共通認識として持てるように明確化いたします。

2番目として、その対応策の立案と実施ということで洗い出されたリスクに対してどのような対応策をとるか。またその事前の予防対策を実施します。

3番目といたしまして、業務リスク発生時の対応と検証ということで、万が一想定したリスクが発生した場合はその対策を実施しまして、実際その対策が正しかったのか。もしくはまた修正が必要なのかということを検証を行うということになります。

といったことで、こういう流れを業務リスクマネジメントという形で今後組織の中で運用していこうと思っております。

3 番目といたしまして、今現在業務リスクの洗い出しにつきまして総務課で試行しております。その内容につきまして若干説明させていただきたいと思います。

まずは、業務リスクを洗い出すために業務リスクの洗い出し用シートというものを作成いたしました。このシートを職員に配付いたしましてそれぞれ自分が抱えているリスク、想定されるリスクを洗い出していく。さらに、業務リスク洗い出し用シートで洗い出されたリスクについて(2)といたしまして、業務リスク回避対策検討用シートというものを作成いたしまして、それによってどのような対策が必要かというものを検討いたします。

この2つのシートで洗い出されたものを、その係、課の中で想定される業務リスクということで明確化した上で、対応策を周知する。それを全庁的に行うことで全庁の業務リスクが取りまとめられるという形になっております。

今後、こちらは総務課で今洗い出しを行っているところでございまして、その後検討用シートの作成も行っておりまして、それらも検証してどれくらいの業務リスクが洗い出されるかということを踏まえた上で、全庁的に各課に同じような作業を依頼しようと思っているところで

す。

なお、裏面に総務課で、まだ確定したものではありませんが、総務課から洗い出された業務リスクの洗い出し例ということで記載をしておりますので、御確認いただければと思っております。以上で説明は終わります。

- 議長（吉田眞悦君） それでは、ただいま第5点目の第3次美里町行政改革大綱に係る説明をしていただきました。この件で皆様から確認しておきたいことがあれば。

橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） はじめにからいきます。7項目の取組状況でしたよね。49%は半分まで。半分までいったら、半分の中でできなかった項目の原因は何ですか。なぜ半分は達成できなかったのか。どういう項目があったけれどもこういうふうには達成できなかったか調べはしてありますか。

- 議長（吉田眞悦君） 総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） ただいまの御質問でございしますが、やはり先ほどもお話をさせていただきましたが、進行管理を担当部署任せにしまして組織的に進行管理をしてこなかったことが原因であるかなと反省を行っているところであります。今後、そういうことでございます。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） 進行管理ができなかったことは行政側の手落ちですよ。進行管理ができ

なかった。事業の統廃合することができなかった。そうすれば、それができなかったから中身も変える必要はないでしょう。最終的な話にいきますけれども、町民との協働、議会には議会の協働でつくった。町もそういう思想があったと聞いてきた。本来なら、当然にも町民に協力をもらってまちづくりをするというのが民主主義の組織のあり方です。それなのに、議会側が町民との協議しよう、町民の意向を聞こうとしているのに、なぜ行政がこれから外したんです。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） ただいま、協働について今回の第3次大綱でその部分をカットしたという御質問でございますが、決してそういうことではなくて、例えば資料6ページでございますが、（13）住民自治と住民参画ということで、引き続きこの部分を大綱に載せている状況でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 例えば、住民との協働、住民との事業していくとか合併のときにできたんですよね。合併のときにそれを町づくり会議というのでつくった。その辺は募集できたんだ。19年です。27年度だから10年しかたってない。今までできなかったことがなぜ反省要因になって、今言った住民との協働はしています、住民との自治基本条例をつくりながらやりましょうという意識はじゃああるんですね。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 住民との協働についてはやはり終わりが無いとも思っておりまして、やめるとかじゃなくてここにも記載してございまして、継続して取り組むものということで今後も引き続きこういう取り組みはしていくと思っているところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） まちづくりにはたまたま行政側の職員の手薄もあった。あるいは金なかった、ものがなかった、時間がなかったとある。それなら一番の問題は何かといたら町民の協力を求めながら、行政運営、一番利口な方法なんだ。町民が理解、協力していく。それを一番にすることが行政の改革なり行政側の刷新じゃないですか。あんた方の頭だけでやるなんて無理だ。町民が納得する必要ないんだから。町民にはまちづくりには協力しなさいよ、やりましょう。そしたら、その分の（聴取不能）は必要ない、町民の意向をもっと取り上げる必要性があるんじゃないですか。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） その辺のことにつきましては、例えばでございますが、5ページ（12）

住民懇談会の実施につきましても、こちらからの町が示したテーマだけではなく各地域、各団体等の要望に応じた懇談会、提案箱、その他いろいろなことで住民の方々から意見を聞く機会等も設けてやっておる状態でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 住民懇談会やいろいろな会議をしてますということのようですけれども、大体どの程度していますか。私が何でこう言うかということ、町長のときは課長なんか来ないです。私のほうで、中組で話があるっていうと町長だけが来る。町長も助役も別々に歩いている。ところが、町長も副町長も、課長が10人も集まってきたら、聞かれるほうが制限されるでしょう。だから、担当課が直接町民に理解を持っているということが一番先決なので、そういう方法も考えていますか。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） もちろん、今橋本議員がおっしゃったこともございますが、ここにも記載されてございますが、今町がテーマを定めたという場合、例えばでございますが、これまで総合計画の策定があったときには、それを町民の皆様にお知らせするために住民懇談会を町で設定した。それからやはりその年によりまして、いろいろな団体等からの要望にも迅速にお答えしているという状況でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 総務課長の話が本当かどうかわからないけれど、じゃあそういう私が言った、例を挙げた、今町長の例を挙げた、そういう方法をとるということですね。

○議長（吉田眞悦君） 本町がやるって、町長だね、総務課長でなく町長の判断。

町長。

○町長（相澤清一君） 今、橋本議員の言っていることがよく理解できないところもあるんですけども（「なぜ理解できないの」の声あり）話し合うときに例えば私だけが行くのではなく担当課で対応したほうがいいというような（「担当課は今歩いている」の声あり）そういうことも住民からも組織からの要望で下水道課だけが来てくれ、町長は要らないから、それだってあり得ると思います。例えば、課長要らないから町長だけ来てとか（「こっちは要らないからって言わない。忙しいから来れないからそういうふうに言うんだ」の声あり）そういう、いろいろな方法があると思います。できれば、そのときそのときに必要に応じて私たちは対応いたします。（「十分に町長が歩いて忙しいから話できないというのではなく、担当課もつれてくる。これやれますね」の声あり）それは今までもそのようにやっている。（「今までそういう

の一回も」の声あり)

○議長(吉田眞悦君) 直接やりとりしないで。

橋本議員。

○10番(橋本四郎君) 基本的に皆さん確認なのだけれど、限られた(人、物、金、情報)とあるんだけど、資源の中に人、どこの人、どういう人。言葉遊びじゃなくわかるようにして。限られた資源、人、物、金、情報。人が不足だったから、能力がなかったからというのが、人が少なかったからできなかったというのはどうしてですか。

○議長(吉田眞悦君) 1ページの下の方のこう言っているんだろから。限られた資源を有効に今後どのようにして展開していくということだね。

総務課長。

○総務課長(伊勢 聡君) 危機意識を持って限られた資源の中の括弧の中の事項でございますが、こちらにつきましては職員でございます職員の数なり質の問題、どちらもというものでございます。

○議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

○10番(橋本四郎君) 平成20年、24年、29年の人件費と物件費の表をつくってきた。確かに、人件費は2億円減っています。この9年間に。物件費用は7億円もふえているの。一般会計。物件費の中に占める人件費は幾らです。職員の方わからないと思う。ふえている要因。嘱託職員というの雇ったからなの。余計に仕事があるのはおかしい。人が少なくなっていないんだって。

だから、表現としてこういうこと書くことは、いいかげんな言葉の表現するな。

○議長(吉田眞悦君) 副町長。

○副町長(佐々木 守君) それは統計上の分類だけであって、人を分類しているわけじゃないですよ。臨時職員とかの賃金というのは人件費としては分類しないという統計上のルールがあるんです。(「人件費って人件費」の声あり)

○議長(吉田眞悦君) まず、橋本議員、聞いて。

○副町長(佐々木 守君) 本来、人件費というのは正規の職員であろうと非正規の職員であろうと人件費を決算統計でいろいろルールがあって。人件費というのは大体正規職員の、臨時、非常勤の方は物件費に分類してくださいというだけのこと。それは分類だけのこと。

○議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

○10番(橋本四郎君) ここに書いてあることは人の数が少なくなったのかといたら、金の問

題もあった、少ないこともあったといったから人件費、物件費合わせると人件費のほうが減っているのではないかとっている。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 職員の数というのは、定員の適正化の計画のものが真実の人では、真実という1つの目標でして、我が町では、臨時、非常勤の方がいないと、五百何人いないとまわらないんです、はっきり言って。これが現実なんです。ただ、それを全部正規職員で埋めることができなくて悩んでいるわけです、十何年間も。それで、これからどうしようかとそれも結局1年間に入ってくるお金も決まっているものだから、それで雇える人の数もおのずと決まってくるわけですね。人件費だけで100億円使えば一番いいわけですけども、そうはなりませんよね。ですから、おのずとここの1年間の全体の入ってくるお金によって人件費の割合をどのようにするかによって、人というものも雇うものによっても人数は決まってくるし、ものだって買うもの、つくるもの、おのずと制約は受けるということを書いているだけなんです。

そういう中でいかに工夫をしていかなければいけないとずっと悩んできているわけでございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 人が少なくできないなら、それは議会にもあるんです。何でそういう十分できない予算で議会が承認したか。実は、こういう話があるんです。合併する前の南郷町と小牛田町は、小牛田町の職員の給料の平均が高かった。当時の町長の政策で。町ごとに差があった。それがさまざまな中で一緒になってきたけれども、そういうものがあるので、私は古いのと新しい各町村と人件費の額を調べたのです。組織的に類似市町村の中で、人件費決して少なくないんです。類似というのは2万人以下の、この町の人件費少なくない。ところが物件費は違う、物件費はここのほうが高いんです。そうすると、そこには職員を教育する能力の問題と教養の問題に問題がないのか。そうなればそれは内部問題として検討すべきであって、金がないから人がないからって言わせて責任逃れの話はやめたらどうかといたい。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 人が少ないからってという話だけを強調されているようですけれども、そうではなくて一人一人のレベルの質上げなのです。だからそれは両方なんです。片方だけやれば全部もろもろ解決するわけじゃないです。ある程度一定の行政の法令で義務づけられたあるいは任意の業務等、やらなきゃいけない業務もありますから、その業務量をやるためには職員はある一定の数を確保しながら、職員の質も上げていかなくてはならない。それは、双

方やっていかなければ。この中には書いてあります。片一方やれば全部解決するという意味ではないです。そのことを言っているわけです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） その基本理念で5ページ見てください。何て書いてあります。危機意識を持って限られた資源、人、物、金が有効に活用できなかった。内部のことを言ってませんか。自分のこと言っている。だから、自分でなくて実はこういう（聴取不能） あればそれだったら行政側に逆に問題があるのでなくて我々議会に問題があるのであって、自分で自分の話をするのはいいけれども、もう少し書き方があるんじゃないかと私言いたい。読んでくださいよ。危機意識を持っているの誰なんです。行政側でしょう、これつくった人。その人が限られた資源、あるいは職員になりませんか。限られたといえば、それでやってきたから結果はよくなかったんだと言う。自分で自分を批判するのにこういう表現がありますか。どうしてもおかしいと思う。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、基本理念の下の方に、今橋本議員が言っている第3次美里町行政改革大綱ね、このような形で進めていくというのを基本理念とするとある。

○10番（橋本四郎君） できるならば、これは削除したい。

○議長（吉田眞悦君） ちょっと捉え方が違う。（「自分で自分を批判しながら、具体的な内容ないでしょう」の声あり）

副町長。

○副町長（佐々木 守君） これから人口が減少する中において、入ってくる金も当然少なくなる中で、いつまでも重厚長大みたいに何もせずに縮小せずにただそのままやっていっていいんだということにはならないですから、これから縮小することもなければお金がだんだん少なくなってくると人も余り雇えないということになれば、当然危機意識というのは当たり前だと思います。

お金は減っていくんだと。だから、でかくて貧しいのがいいのか、縮小しながらも小さくても豊かなのがいいかというのを選択しなきゃない、ここが分水嶺になるわけですよ。だから、そういう危機意識を、職員もそうですけれども、町民の方々にも持っていただきたいということなんです。それがなければ、行政というか、私も行政ばかりじゃなくて住民福祉の向上もなかなかうまく回らなくなるんじゃないか。双方なんです。いつまでもお金がいっぱいありますよという時代じゃないですということなんです。だから、お互い危機意識を持ってやらないと、なかなかこれから5年10年というのは町を運営していくには大変な時代になるんだなというの

を申し上げたかったんですね。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） わかりました。これらができなかった原因はどこにあります。過去に従ってこれからの方針を決めるんでしょう。過去の反省に立って。過去の実態、反省に立って新しいことをする。じゃあできなかったことをどういうふうにするか。それが見つからない。だからこれまでできなかったこと、これからすること、ごっちゃにして書いているからこういうことになる。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。今、橋本議員が冒頭にも言われたことなんですが、はじめにの基本理念のすぐ上のほうにできなかったことがきちんと書いているんですね。それを反省し今後は組織として進行管理を行ってまいりますと。同じことを、今2回目なのでね。ほかに。橋本議員、まずとりあえず今の今回ね。皆さんもあるから。

橋本議員、最後、とりあえず。

○10番（橋本四郎君） 環境問題がこの場になぜ深刻化する環境問題、どういうふうに関係ありますか。深刻化する環境問題、どういうことを言いたいかと。（「どこにある」「基本方針、2行目の」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 基本方針の2行目の深刻化する環境問題というの。

総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 今御質問ありましたことにつきましては、現在の世の実態、こういうことが起きているということを記載させていただきまして、これを地方自治体としてどのような環境の中でどのようにこれからやっていくかということのための基本方針。こういった情勢に対応するためにここに記載させていただいたところでございます。（「終わりにしてください」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、今の環境問題のことじゃない。橋本さん、ほかの人も聞いたらもう1回橋本さんに戻すから。もう1回戻すからと言っているから。手が挙がっているから、ほかにも。

山岸議員。

○12番（山岸三男君） 説明いただきまして、基本的私が受けとめたのは第2次大綱に盛り込まれて、その取り組みが要するに50%いかなかったということの反省に基づいて、今回の第3次行政改革大綱がつくられた。内容を見ますと大変私すばらしいと思ったんですけども、ただ懸念されることが1つございます。

第2次大綱で半分も達成できなかったことを反省していること、新しいいろいろな内容を盛り込んだんですけれども、希望はまず1つ。24年から数年かかって半分も達成できなかった。第3次で改めて内容含めた上で頑張っていきたいということなんですけれども、私が聞きたいのは2ページの実施方法というところで、実施計画作成に町長を本部長とするという内容に書いていますね。確かに、皆さん職員さんも危機意識を持ってこの内容に取り組むということはわかりましたけれども、今までも何年かかってそういうことができなかったものを危機意識を持ってという文言とか文章は立派ですばらしいんですけれども、それを今度誰がチェックするのかと。自分たちでチェックして本当に機能するのかどうか。

かつて、小牛田町時代にはISOというマネジメントをお金を出してやった経緯があります。知っていると思いますけれども。それも何年かたってやめてしまった。何でかという、管理のためにお金を出さなくちゃならない。私たちもう職員として覚えたからISOをずっと継続しなくてもいいんだということを聞いたことがあります。本来ならばISOを実施していればこんなことにならなかったんじゃないかと私は思います。（「ISO」の声あり）実行したことに対する第三者のチェック機能をするとは考えられないのかどうか。それを考えているのかいないのか。

○議長（吉田眞悦君） 今、言われたことは、ちょっと理解できないかな。

総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 今、はじめにも書いてございますが、これまで進行管理につきましては担当部署任せにいたしまして組織的に進行管理をしてこなかったことが大きな原因であると思ってございます。この反省から今回は内部統制をしっかりと、特に担当課であります、総務課が担当部署でございますがここでしっかりした進行管理を行っていくという覚悟でいきたいと思ってございますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 課長としては、そういうふうにはできないと思うんですけれども、私たちがずっと説明受けたもので。今まで管理できなかったものを、危機意識を持ってということと文章は立派です。完璧でしたが、本当に3年以内に完成すると思いますけれども、それを誰がチェックするのか。私が聞きたいのは職員だけの内容でなくて第三者にチェックしてもらわなくていいんですかという考えがあるのかないのかということを知りたかった。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） まず、組織的にというのは行革の事務局といいますか、統括部署、

総務課かな、まず担当部署でどれだけやっていくかということをチェックをかける。その後に、行革本部会議で本部長が町長、副本部長が副町長というものですから、全体で管理する。まずそれでやるということですね。

やっても、最終的にはプロに頼まないとだめだと思います。プロ。例えば行政改革にずっと取り組んでいる民間の専門的にやっているNPO法人とか、そういった方々に私たちがいかになぜしなかったのかという詳細な分析、組織的に何か欠陥があるのか、職員のレベルに問題があるのか。そういったところを詳細にわたって、今後のこともありますから、このとおり専門の方々に、診断をしていただく必要はあるかと思います。ただ、今のところは自分たちで自分たちがなぜそこまでいかなかったのかという反省を踏まえてやらなくちゃいけないですから、それ以上のことを分析しなきゃいけないときに専門の方にお問い合わせざるを得ないでしょうということです。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 副町長、私の考えと一致しています。私がそれを望んだのは人事評価方式というのがありましたよね。そうすると今この内容を総務課長が中心に、本部長は町長、総務課長さんは全体の会議の中であなたこれなぜやらなかったの、何でできなかったの、こんなこと言えるわけじゃないじゃないですか。非常に難しいと思うんです。それで、私が望むのは最終的にはNPOであろうと大学のそういうチェック機能というか、依頼する必要があるんじゃないかと。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） それは、今山岸議員が言った全員の前で言えないだろうと、それはいいです。まず、人事評価、トライアルでも2年目くらいになりましたけれども、その中でも管理職の場合は1次評価が副町長で最終は町長です。それ以外の課長補佐以下は管理職が評価、自己評価、対面でやりますけれども、その際に行革だからって大上段に構えてやっているわけじゃなくて、それぞれ通常業務なりプラスアルファの評価ありますけれども、その都度でやったかやらないかということを聞くことがあります。ですから、全体の中で言う場合もあるし、物事によっては、人事評価の面談の中とかそれ以外のときでもやっているかやっていないかというチェックかけることは可能です。

ただ、1年に何回かある行革本部会議をやる前には、前段では取りまとめ役する業務としての総務課が各課からのヒアリングなりしなきゃならないですけれども、それは別に全体の中でお前やらないからどうだこうだということにもなるけれども、前段でも十分どうしてという話

はできるわけですね。それでもなおかつやらないというのはそれ相応の理由があるんです。

それはさっき言った、個別のセクションだけでは解決できない。人の問題なのか、金の問題なのかありますから、それは全体の中でこういうわけでできなかったんだけれども、財政措置が足りなかったのか、あるいはこうだったという分析が全体の前でも絶対発言しちゃだめだということではございませんので、もともと行革本部会議というのは別に責め合ってやっているわけでもないですけれども、各本部員もちゃんと意見を出してやらなかったらやらなかった理由がありますし、やったらやったなりの成果があるので、それを全体の会議でも十分全部言えることができますし、ただやらないことかというと、やらない人たちがどういうふうになって押し黙ることが多いですから、やはり会議に出てくるならそれ相応のやることやってから出席したほうがいいだろうと。考えればそうだろうと、1つでも2つでもきちんとやはりやらなくちゃいけない。でも、いい成果が出ればいいですけれども、やっても成果が出なかったというのもございます。物事によっては違いますけれども、全体の中で言えないということはないですね。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今副町長にお話しいただきましたので、私は第3次行政改革大綱に期待しますので、同じように成果を期待したいと思います。しっかりと成果を出していただきたいと思います。美里町が内容に準じたものになりますように期待しています。以上終わります。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） 1ページに、進行管理を担当部署任せにして進行管理してこなかったのが大きな反省点になっているんですけれども、それに対してじゃあどのようにするのかというのがどういうふうなのかと思うんですけれども。大きな原因は担当部署任せ。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 行政改革大綱を実施する上ではこの項目ごとに各担当部署で実施計画書を提出するようにしているところでございます。それを毎年度計画、今年度できなかった原因ということを毎年のようにそれぞれ作成をさせましてその間提出し、さらには行政改革推進本部会議にもこれをかけているところでございますが、やはり各取り組みに対する検証結果に対して、総括する担当部署がまずしっかりと原因を追及しなかったということが、今回の達成することが半分程度となったということだと思ってございますので、これまでのこうした実施計画書についてもしっかりと引き続き策定してもらいまして、実施計画書、反省点をもっとしっかり総括の担当課で、総務課で注意を払っていくということ。

それから、先ほど課長補佐が説明いたしました内部統制の構築について、先ほどの流れに沿ってこちらもしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） 5ページの4（2）の中に今後は努力して成果を上げた職員を表彰するという案ですけれども、表彰しなきゃいけないのかって。（「今までもやっている」の声あり）限られた一部の職員だけでなく、やはり全員が向上できるような環境づくりというのが私は一番必要だと思うんです。そのためには労働環境を整えるということが、いつも見ているといつまでも残って仕事している人たちが結構見られるので、疲れた体で毎日仕事したってそんなに効率はよくなると思うし、ましてやる気なくすと思うんです、職員にしてみれば。それを1人の職員を表彰してそれでいいのかと。もう少しその辺を労働環境の見直しというか、ぜひそうしてほしいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 福田議員おっしゃるとおりなんですけれども、最近は今表彰しているのは法令の団体受験をしていて、その500点以上とった人たちなんですね。頑張っている人ということで表彰はしているんです。

勤務成績優秀でというのは、たしか表彰した実績はほとんどないです。

労働環境って今福田議員おっしゃったとおりなんですけれども、自分たちでやっている業務が、そのセクションで義務なのか任意なのかそれともその中間なのか。ですから、やる業務の整理をまずしなきゃいけないですね。それをせずに、ずっと過去からやってきたからやらなきゃいけないんだって思い込んでやっているのもあると思うんです。だから、そこはもう一度、事務の執行するに当たっては整理をしなきゃいけないということです。

さらに、事務の量と質が職員の、先ほど申し上げた職員の数だけでどうしても賄い切れないのであれば、外部から専門家とかその道に詳しい方々をある一定の期間でもお招きをして早目に問題解決をすることが大切だと思います。

別に、職員の頭数だけそろえれば問題が解決するということではありませんので、例えば徴収の方に、徴収専門、国税のプロ2人いますけれども、見ればああいうスタイルで喫緊の課題を短い時間で片づけるためには、そういう方々もお招きをして職員としてレベルアップを図るというのも一つの方法だと思います。業務整理もきちんとしなきゃ。やっぱり義務なのか任意なのか。それをやらないと、ずっと例えば時間が来ても続けているということになりますので。

時間外勤務については、業務だけでなく人について回っているというのもございますから、

そこはきちっと管理職になった方々がチェックしてなぜこれだけ多いのか、多いならばどうすればいいのかとそれを考えるのも管理職の仕事でございますから、それを現実問題、なぜなのかということを中心に整理してやっていけばそれなりの人事配置もできると思いますし、外部からの専門家なりをお招きしてやらなきゃならない。どうしても、職員でも得意な分野、不得意な分野あるいは全く未知の分野ってありますから、頭数そろえれば解決するとなりませんので、そういった方々の人たちの応援をしていただくというのも、行革の中に書いてありますから。そういう意味で解決していきたいなと。

別に時間外をずっとやっていたからって、福田議員おっしゃるように、やればやるほど効率は下がります。体も疲れますし精神的なストレスも感じますので。ですからできるだけ時間外はしないようにと言っていますけれども、それがなかなか慣例になっている可能性もございますので、下半期この件多いところはチェックしていますけれども、内容を見てどういう実態なのかということも、それに対しての対応は考えていきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。

大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 7ページ、16番窓口・公共施設等の住民サービスの充実。その締めくくりに、今後も職員の接遇向上に努め利用者の満足度上昇を目標に取り組んでまいります。

この接遇という部分についてよくわからないんですけども、頭下げないのは接遇悪いなと思うんですけども、その基本方針2に住民サービスの質の向上、行政でいう接遇というのはこの中の正確、迅速、親切、丁寧な質の高い行政サービスを提供するのが接遇と捉えていいのか。

○議長（吉田眞悦君） 接遇の向上。

総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 接遇の向上でございますが、ただいま御質問いただきました資料6ページ、行政サービスの質の向上で住民の満足度を高めるためには、正確、迅速、親切、丁寧な質の高い行政サービス、これらを含めまして接遇と思ってございます。やはり、来庁された方等の満足度を高めていただくということが課題だと思っております。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） そうすると、窓口だけでなく役場全体がそういう対応をしなければならぬ意識であるということによろしいですね。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） そのとおりでございます。

- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- 7番（大橋昭太郎君） 迅速に町民に対して質の高い行政サービスを、ここできちんとやっていけばいいんだろうなと思うんだけど、礼が過ぎるとこびることになるとラーメン屋に書かっていたんだけど、これがここできちんと対応すること。これが行政改革じゃないかと思うんですけど、そういった部分についての考えはいかがでしょうか。迅速に対応するという姿勢で臨まないとうまくないんじゃないかということです。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） その大橋議員が言われているもの、やはり時間のかかるものとかからないものとありますので、そのところはある意味で瞬時に判断せざるを得ないところがありますけれども、速くできるものについては速く、それはそのとおりだと思います。速く、しかも正確。
- 7番（大橋昭太郎君） そうですね。そういう形でやる、行政改革だから、今基本方針の中にも従来のそのような考え方を見直していく必要があると明確にうたっていることだし。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） これまで半分しかできなかったというのは能力のなさもありますけれども、簡単に言えば時間軸がないということです。時間軸がない中でたらたらやってきたというのが実態なんですね。やったものについてはそれなりの成果はあったと思いますが、ただたらたらやっているものですから、成果が半分以下になっちゃっている。やるなら1年なら1年、半年なら半年でやればいいのか、それを2年も3年もかかってやっているものだから、やったんだけどなんかいつやったのかどうやったか自分たちでもわからなくなっている。
- ですから、できるものは早目にきちんとやればそれだけの効果が出るという。そしてやった分についても、ある意味では自分たちの小さな成功体験ができるということなんです、それをたらたら5年でやればいだろうと方針になっちゃっているから、やったんだけど全然やったようには見えない。しかしそこを仕事ですから、時間が無限にはないのでやはり時間をとってきっちりやっていかなきゃないし、時間のかかるものとかからないものは仕分けをしながらできるものは早くどんどん早く正確にやりたい、そう思っています。
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。
- 前原議員。
- 14番（前原吉宏君） 私的にはすごく、文字で書いてあるのはいいんですけども、何かうまく案にまとめるといえるのか、標語にするといえるのか、そういうことってできないですか。例えば、

よく言う改善とかそういう言葉で。スキルアップでもいいです。多分、文字で書くだけじゃなくてみんなでスキルアップみたいな、だからそういう標語みたいなのでつくってまずとりあえずそれでやろう、そういう発想ってどうなんでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） ここに書いていないんですけれども、仕事は明るく楽しくスマートというのがいいと思います。俗にＡＴＳとかなんとかってありますけれども、やはり自分たちの仕事だからやらされる感でやっているとか行政改革なんて幾ら言っても何にもなりません。やはり、自分たちが与えられた、耐える仕事ですね。いかに結局楽しくというのはなかなかつらいことなんですけれども、気持ちだけはせっかくそういう機会を与えていただいたと思って、自分は一から勉強し直すつもりでやっていくと。その中で、自分が仕事をやることによって自己実現、言われることもございますから、それをきちっと正面向いてやっていくということだし、仕事は１人でやっているわけではございませんので、チームを組んでやっているわけですから、管理職を中心にそういう職場でどうやって仕事を、目標を達成していくかという、気持ちの問題と、気持ちだけではいきませんので、方法論をきちんと話し合いながら一つ一つ成果を残していくということなんだと思います。ただ、気持ち的にはやはり明るく楽しくないと、仕事って前向きには出てこないの、嫌だなと思った瞬間、精神疾患に陥って多分だめになっちゃうというのが多いので、そのところは個人の問題とチームの問題がございますので、でもやはり職場でも明るく楽しくというのは、できればもっとスマートにやれば一番いいんですけれども、なかなかスマートって改めてできないもので私も含めて、ですからそこは最後に残りますけれども、明るく楽しくといったものは職場としては目指していく。

その分、福田議員が言われたように、時間外で疲れているという人がいると明るく楽しくないということでございますので、そのところは人の問題というものがありますけれども、分析をして１つずつ解決はしていかなきゃないなと思っています。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。

橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 最後に３点やります。毎年度十分でなかった。しかし、各課では事案ごとに検討した内容はありますよね。各課にこういうこと、どういうことをしたと聞けば返事はできますね。

○議長（吉田眞悦君） 総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） 先ほど申し上げましたように、項目ごとに実施計画書を策定いたし

まして、年度ごとにそれらをチェックしてございますので、その辺はしてございます。

- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 担当課に聞けばわかりますね。財政が逼迫する中でふるさと納税のことが書いていないんですけれども、私は大変な中でふるさと納税がすごくやらなければいけない問題だと思うのですけれども、これを取り上げなかった理由は何でしょう。
- 議長（吉田眞悦君） ふるさと納税の取り組みについて上げなかったのはなぜかと。広告収入等の確保ね。（「大変失礼しました」の声あり）
- 10番（橋本四郎君） 子供の貧困対策が最後に載っているのだけれども、現在、どの程度の貧困者がいるか調べられますか。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） 当初予算でも御承認になりましたけれども、子ども家庭課が中心となって今後実施をする予定になっております。専門業者の方をお願いしながら。（「業者に頼むの」「補正予算」「民生委員に」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 議会に上程されてそれは。（「行政って言ったのね」の声あり）議会でちゃんと出されてそれは議決し終わっています。それは説明していました。（「6月補正」「調べておいてね」の声あり）
- 副町長（佐々木 守君） 調査はしますから。だから、今美里町において子供の貧困率がどれくらいかというのはわかりません。日本国全体では16.何%とか言われていますけれども、美里町はこれから調べるものですから。（「早急に調べて対処してください」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 3点終わりました。（「なし」の声あり）それこそ、心配される残業時間だから、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、5点目の第3次美里町行政改革大綱を定めたことについてを以上で終わります。

それでは、執行部からの説明及び意見を求める事項についてを終わります。

あとは、待ってくださいね。連絡事項等ありますから。

- 事務局長（吉田 泉君） ただいま配付させていただいたのは、会議中にきた9月9日の総合防災訓練の関係と9月3日のこどもまつりの案内通知でございます。あとは8月会議終了後にお時間をいただけるということで。本日早朝に8月会議の議案書を配付させていただいております。当初は7議案だったんですが、1議案減りまして6議案になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。きのうおとといですか。1議案なくなりました。6議案になったんです。

あとは、全協の資料を送らせてもらったときに9月中の行事予定ということでメモを入れさせてもらってありましたので、よろしくお願いします。あとは月曜日でも結構ですが、9月16日の敬老式の割り当て、それも月曜日でも結構です。あとは、本日暑気払いを予定しておりますので。

- 議長（吉田眞悦君）　これから6時から予定していますが、全員よろしいですね、そのままね。いいです、全員ね。
- 事務局長（吉田　泉君）　あと1点だけ。8月29日の大河原のえぞこホールの議員研修会、全員出席で、よろしいですね。昼食頼んでいるものですから。よろしくお願いします。
- 議長（吉田眞悦君）　以上で、まずは。副議長。
- 15番（平吹俊雄君）　今日は、大変に長時間にわたりまして協議していただきました。今は局長が暑気払いでなくて天気まつり、寒気払いをしたいという、6時からということでございます。本来なら、大いに大暑しまして、高校野球が熱戦している季節ですとか、今、幾分、足りないなという感じでございます。また、きのう、私山形県に行ったものですから、行くときは同じ天気だったんです、帰り、午後からだったんですが、向こうのほうは30度に近い温度だったんですね。関山峠を宮城に来たら冷蔵庫に入ったような温度でございました。そういうことで、来週木曜日から陽が差すということでございますが、今言ったとおり、寒気払いを皆さんでしまして、天気が回復することを本当に願っています。

以上です。御苦労さまでした。

午後4時46分　閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

美里町議会議長